

平成25年6月17日(月曜日)

(会議第5日目)

応招議員

1番	小松孝年	2番	小永正裕	3番	西村將伸
4番	坂本あや	5番	亀沢徳明	6番	宮地葉子
7番	矢野昭三	8番	山崎正男	9番	藤本岩義
10番	明神照男	11番	森治史	12番	宮川徳光
13番	池内弘道	14番	濱村博	15番	下村勝幸
16番	山本久夫				

不応招議員

なし

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

なし

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	大西勝也	副町長	植田壯
総務課長	武政登	情報防災課長	松本敏郎
税務課長	金子富太	住民課長	松田春喜
健康福祉課長	宮川茂俊	農業振興課長	野並誠路
まちづくり課長	森田貞男	産業推進室長	森下昌三
地域住民課長	村越豊年	海洋森林課長	浜田仁司
建設課長	今西文明	会計管理者	濱田啓
教育長	坂本勝	教育次長	畦地和也

本会議に職務のため出席した者

議会事務局長 酒井益利

書記 小橋和彦

議事日程第5号

平成25年6月17日 9時00分 開議

日程第1 一般質問

日程第2 議案第10号から議案第14号

(常任委員長の報告・質疑・討論・採決)

日程第3 議案第16号から議案第18号まで

(提案理由の説明・質疑・討論・採決)

日程第4 議案第19号

(提案理由の説明・質疑・討論・採決)

日程第5 議員提出議案第29号

(提案趣旨説明・質疑・討論・採決)

日程第6 黒潮町議会活性化特別委員会委員長の報告について

日程第7 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について

●町長から提出された議案

- 議案第 16 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
議案第 17 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
議案第 18 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
議案第 19 号 黒潮町職員の給与の臨時特例に関する条例の制定について

●議員から提出された議案

- 議案第 29 号 日本政府に核兵器全面禁止のための決断と行動を求める意見書について

議 事 の 経 過

平成 25 年 6 月 17 日
午前 9 時 00 分 開会

議長（山本久夫君）

おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

これより日程に従って会議を進めますので、よろしく申し上げます。

日程第 1、一般質問を行います。

西村將伸君。

3 番（西村將伸君）

通告書に基づき、質問を致します。

今回の質問事項は、集会所の管理、建築にかんすること、また観光行政の 2 点についてですが。

まず 1 番目の、集会所管理と建築についてということで、質問の要旨をちょっと読み上げます。

現在の集会所管理状況は、大方地区では町の所有が多くて、佐賀地区では大半が各集落が所有者となっております。合併後 7 年間を経ても、いまだに統一された管理状況にはないわけですが。

こうした状況をまあ認めるとしても、集会所の建築は集落整備事業として、また国庫施設整備として事業費の 20 パーセント、まあ辺地債を充当する場合は 10 パーセントとなっております。この分担金が受益者負担として集落に賦課されるわけですが、高齢者が進む小さな集落では一世帯当たりの負担割合が大変大きくてですね、問題になっておるわけです。

過去において、旧大方町と旧佐賀町の集会所の建築方法の違いとか、これからの集会所をどういった管理していくかお考えなのかをお聞き致します。

議長（山本久夫君）

副町長。

副町長（植田 壯君）

おはようございます。

それでは、西村議員のご質問にお答えを致します。

集会所の管理と建築ということでございますけれども。議員ご質問のようですね、現在、集会所の管理状況は大方地区がほとんど町所有となっており、また佐賀地区ではですね、ほとんどが部落有というふうになっておまして、統一ができてない状況は今言われたとおりでございます。

また、集会所の建築につきましては、旧佐賀と旧大方ともですね、国、県等の補助事業で整備したものや町単独で整備している状況があり、まあ大きく変わった点はないだろうというふうに思っております。

が、旧佐賀町におきましては合併前にですね、それをまあ地区に払い下げた経過がございます。それから旧佐賀町の場合はですね、県の集落整備事業を多く利用しておまして、地区への払い下げが比較的容易にできたのではないかとこのように考えております。また、旧大方町の方はですね、ちょうどその時分に県営圃場整備とか構造改善事業とか、さまざまな国の補助事業を取り入れておまして、それに伴ってですね集会所も多く整備した関係がございまして、その関係でですね、払い下げがまあ非常に難しいという状況があったのではないかとこのように考えております。

合併後、統一の方向でですね検討してきた経過もございます。以前にも質問もありましてですね、検討して

まいりました。しかし、国等の補助事業の関係です、そのままになっているという状況でございます。

このような状況でございますが、各地区がですね使用するには何ら変わりませんし、管理もそれぞれ部落が行い、修繕費などの地区負担はですね要項で現在定めておまして、20パーセントということで統一しております。従いまして、現在のところまあ大きな問題はないというふうにはとらえておりますけれども、まあこのような状況でございますので、当面はですね現場の管理方法でお願いしたいというふうに考えております。

まあ、西村議員の1番の質問のですね、メーンは建築等の場合の負担金の軽減というふうに思いますけれども、集会所のこの受益負担率につきましてはですね、ただ今議員のご質問にあるように、現在、黒潮町集落整備事業実施要綱で事業費の20パーセントとなっております。ただし、辺地債を充当する場合は10パーセントということで、通常の2分の1ということになっております。これは通常の場合を想定したものでございまして、議員が言われますように最近はですね各地区で高齢化世帯が多くなり、受益者負担がですね難しい状況になっているというふうには私たちも思っております。

現在ですね、集会所の整備を進めている地区につきましては、南海トラフ巨大地震によるですね津波浸水区域が公表されたことを受けて、町が集会所の高台移転の要望を取りですね、計画を進めているところでございます。この計画を進めるに当たっては、当然地区の負担のことも考えながら地区とも協議を進めてきたところでございますが、やはり負担金の問題が大きなネックとなっているというふうなところでございます。このため町と致しましても、この負担割合につきましては防災の観点からですね、軽減が必要であろうというふうに現在検討しております。

以上でございます。

議長（山本久夫君）

西村君。

3番（西村将伸君）

軽減をしたい。今、副町長が言われましたように、私はこの管理状況がどうであれ、現時点で支障がない。そういったことで、それはそれとしていだろうと思っております。

当然、先ほど副町長が言われましたように負担割合なのですが、この負担ということ、なぜこういった私は質問を問い掛けるかということ、ほんとに先般の一般質問でも、限界集落というのがこの黒潮町にも次第に増えてきております。また町長の方針としたら、その集会所を地域の活動拠点としたいと、そういったこともあるわけですので、できれば集会所の建築等にはですね、ある一定の配慮が必要だろうと思う。将来的に必ずこういった問題は避けて通れないような問題だろうと、そういったことで取り上げておるわけですが。

この分担金の賦課金徴収条例を見ておるとですね、これは昭和22年ぐらいにできた制度だそうですが、20パーセント、10パーセント。この負担というのが非常に、今この高齢化社会に人口も減っていく中で次第にこれを当てはめていくとですね、集会所もなかなか建てるの難しいと。私がお聞きした範囲では、例えば最初の20パーセントであれば、例えば1,700万の事業費として、20パーセントであれば340万の負担。それから、辺地債を使ったとしても170万円。

私がお聞きした集落は19世帯だそうですが、一世帯当たり10万円の負担になるわけです。これ、私どもの上分地区に住む私どもにしたら100世帯近くありますから、一世帯当たり1万7,000円ぐらいになると。また、鞭とかですね田野浦とか大きな集落になれば、3世帯であれば6,000円弱で済んでしまう。その世帯数が少ないもんですから、蓄えもそれほどないだろうと予測するわけですが。こういった、その一世帯当たりの負担というものを考えたときに、一体こういった条例の公平性って何じゃろう、そういったことを私は考えられる

わけです。

例えば、私が何人かにこのことを相談した人のアドバイスでは、黒潮町のどこで住もうが、集会所に対する負担金が一世帯1万円とあって決めると、例えばですね、町の中心地で住む場合には大きな公共施設があったりして、それをまた利用できる集落もあるでしょうし。ところが、逆に今紹介した小さな集落ではそういった負担が生じてしまう。また、昨年出来上がった集落については電源立地交付金、そういったものが利用できて、地元負担がなくて済む。

やはりこういったことは、まあいろいろな制度利用できる所はいいんですが、それができない、選択肢のない場所。こういった所には私、副町長は配慮されるということですのでそうでしょうが、できるだけもう思い切ってですね、その地域の預貯金であるとか、それから地方公共団体がいろいろな広域の連携を組むときに、半分は均等割で、残りは財政力とか人口割とか、そういったこともあるわけですから、そういった部分で配慮をもっとすべきではないかなと、そんなふうに思うわけです。このへんの配慮をもう一度、そういった所です、区長さんにもうずばりお聞きしてですね、できる限り。

例えば一世帯当たり、限度額はあるでしょうけども、例えば大きな集落でどれほどの一世帯当たりの負担があるのかどうか。それが基準になるかどうか分かりませんが、その負担割合で小さな集落へも、これは均等割というんでしょうか、平等割と言えいいんでしょうかね。

そういった配慮をされるお考えはあるかないか、お聞きしたいと思います。

議長（山本久夫君）

副町長。

副町長（植田 壯君）

お答えします。

この集会所の整備につきましては、今、西村議員が言われるようなことももっともでございますけれども、まあ、地区の世帯の大きいところにつきましてはですね、当然この建物自体が大きな建物になってまいりますので、一概にですね、まあ一世帯の負担割合が大きく違うということはないかと思えます。ただし、ほんとに大きな地区につきましては、当然、若干はその個人負担はですね少なくて済むかもしれませんけれども、まあそういう大きな差はないのではないかなというふうに考えております。

で、まあいろいろまた条件とか制度です、ほんとに22年に建った地区については電源立地の関係で負担金はなしというようなこともございまして、確かにそういった部分です、少しまあ不公平というか、バランスが崩れておるような状況もあるかもしれませんけれども、現在のところそういうやむを得ないというか、制度的な部分もございましてですね、やむを得ないというような状況もございまして。

が、今回、まあ特に今、地区を4つぐらい協議を進めておるところでございますけれども。その地区につきましては先ほど言いましたように、この南海トラフ巨大地震の想定を受けてですね、町自らが避難施設も含めてですね、やっぱり高台へ移転ということを考えて取り組んだ経過がございますので、当然そこはですね、軽減負担はしていないかんだらうと。特に、町も同じ状況でございますけれども、佐賀地区の教育施設を建ててですね、今度高台へ上がるということになりますとダブルローンを抱えるということもなりますので、当然その地区につきましてはですね、そういう状況が起きてきようかと思えます。

そういったことを考えながら、まあ今のところ負担割合はですね、要綱の20、10をですね2分の1程度はどうかというふうに考えておまして。なお、この後ですね、町内で最終的に詰めていきたいというふうに考えているところでございます。

議長（山本久夫君）

西村君。

3 番（西村將伸君）

まあ南海トラフのことでの、その避難場所。

これは町長に直接、個人的にお話ししたんですけれども。国が今進めようとしている、国土強靱化基本法ができろうとしています。私、この集会所をそれぐらい、そのときまで待ったらどうですかと。それからもう 1 つにはですね、そのお話ししたわけですが。まあ、それはしかし中身の内容がですね、なかなか使い勝手の悪いというような説明がありました。まあそのへん私、詳しくは勉強してませんけども。

ただ、これ将来的にね、どんどんどんどん高齢化が進んでいく中で、こういう集会所一つもですねこういった難儀な話ができくるだろうと。将来的に確かにその分担金条例、いろんな受益者負担というのはよく分かるんですけども、そのへんが時代に見合ったものに次第になっていかんがじゃないかなと。できるだけそういったことに配慮がほしいわけですね。

で、この南海トラフの事情を聞くと、その南海トラフでその高台への要望等含めて行くんだと。これはある面、その地区を調べましたら昭和 61 年に今の集会所、約 460 万ですか。その当時、1 割負担で 46 万の負担金で建っておるわけですが。

今回計画される集会所をですね、その区長さんなんかとお話ししてまして、身の丈に合うたもんでええがじゃがと。それほど立派なもんにまでせんでもですね、ある程度。かなりこれは行政側に配慮された言葉なのですが、身の丈に合うた大きさのもんでええし、多少なり設計変更ができて、その総事業費を軽減してくれりゃあ地元負担もあんまり掛からんがと、本当に切実にお話されたわけですが。そういった住民側からも逆に配慮されておる。

そんなことを含めたらですね、私は実際にそこの集落の財政力というかそういったものをはっきりお聞きしてですね、もう多少なり預貯金もその仲賃といえますか、そういったもんも負担してもまあ半分ばあは残ると。それぐらいの負担に気遣いをすると。そういったことが必要な時代だろうと思うんですが。

最後にその 1 点だけ、お願いします。

議長（山本久夫君）

副町長。

副町長（植田 壯君）

お答えします。

集会所の制度といえますか、方法につきましてはですね、当然考えていかないかんと思ってます。できるだけ経費を節減してですね、事業費が少なくて済むようには考えていきたいと思えます。

ただし、町が建てる建物でございますので、今の耐震化等々がございまして最低基準というもんがございしますのでそれをなかなか下回るということではできませんけども、最低限、その必要な部分については考えていきたいというふうに考えております。

それからまあ負担金の問題、今言われましたように地区の財政力といえますか、それから均等割的なものというふうなこともございますけれども。なかなかですね、この財政力といえますか地区のその賦課金がそれぞれ違いますので、そこはですねなかなか図りにくいところがあるのではないかなというふうに考えております。

まあいずれにしても、その高齢化でどこの地区も今後恐らく負担が大きな問題になってこようかと思えますので、極端に今下げるといふようにはなかなかならんかと思えますけれども、今言われましたように、まあ最低でも 2 分の 1 程度はですね必要だろうと、現時点ではですね考えております。

議長（山本久夫君）

西村君。

3 番（西村將伸君）

最後と言うて、もう 1 回聞くと具合悪いでしょうけども。

あれでしょうかね、その分担金割合というのは今の条例がある以上、そんなに極端な事例は出さない。よく分かります。

としたらですね、今、地域活性化交付金いうて全集落に実施されようわけですが。その地域活性化交付金で、まあ町の場合でしたら町長がよく言うように、起債があつたとしても、まあ借金があつたとしても、今後の 10 年で国から 7 割が返ってくると。そういったことがあるわけですね。で、例えば集会所をそういった財政力の弱い小さい集落にやる場合には地域活性化交付金で、多少その建物の負担が要つた分を 10 年間ぐらいでの加算をしていくと。そういった考えもあると思うんですが、見方を変えると。

そのへんどうでしょうか。

議長（山本久夫君）

副町長。

副町長（植田 壯君）

お答えします。

まあ、この負担につきましてですね、地域活性化交付金で交付せよということでございますけれども。まあ今のところ、そこまでは考えてないというところでございます。町として非常にまあ難しいだろうというふう考えております。

議長（山本久夫君）

西村君。

3 番（西村將伸君）

まあ考えてないというよりも、時代がほんとに急速に変わってきております。まあ、できないもんはできないんでしょけども。

副町長の答えにあつたように、今考えておる負担金の 2 分の 1。できるだけそういった形で解決を図ってもらいたいと思います。これからほんとに増えてくることですから。まして、南海トラフの将来避難場所になる所。それから、限界集落といった形になるんだらうと思うんですが、そういった集落への対応というのは、私、ただ言葉でここで限界集落が何とかっていう話をされるよりもですね、実質こうして課題があるときにそれぞれに真剣に考えて、その地元住民の方の気持ちになってですね、施策してほしいと思っております。

まあ、何度聞いても恐らくあれでしょうけど、まあ配慮してくれるということで、また結果を楽しみにしたいと思います。

では、2 点目に移ります。

観光産業振興についてですが。これも要旨を少し読み上げます。

観光事業にかんして再々度の質問です。これは、平成 19 年の 12 月と 21 年の 12 月定例会に私質問しておりますが。まあ四国遍路や高速道路の延伸で幡多地域の観光は追い風を受ける時代に入っている。

観光産業への意識の低さや観光窓口、観光案内所設立への取り組み等の課題は以前にも指摘したところですが、その後も行政と砂浜美術館との役割分担が、私は明確にあんまりなっていないように思う。

行政が砂浜美術館に委託した観光業務内容と民間の関連業界の求める経済効果といったことのすれ違いが今起きておると思うんですが、行政と民間との意見交換の場を設ける必要性がありはしないかと。砂浜美術館の、あまり砂浜美術館にあれもやれこれもやれと、そういったことも含めてですね、役割分担の中で砂浜美術館の

負担軽減としても、観光協会といったことの復活も以前大方町にもあったそうですが、観光協会の復活も考えられることはないかと。今後の方針を伺いたいと。

まず、最初にお伺いします。

議長（山本久夫君）

産業推進室長。

産業推進室長（森下昌三君）

おはようございます。

それでは通告書に基づきまして、西村議員の観光産業振興についてのご質問にお答え致します。

現在、観光にかんする業務については砂浜美術館に観光協会的役割を担ってもらい、町と連携して推進しているところでございます。観光案内業務については、浮鞭駐車場内にありますビオス情報館内で砂浜美術館へ23年度より委託をして、年末年始以外は開設して観光客の対応をしてもらっているところです。

ご質問の、行政が砂浜美術館に委託した観光業務内容と民間の関連業界が求める経済効果のすれ違いは、行政と民間とで意見交換の場を設ける必要があるとのご指摘ですが、先の小松議員へのご質問でも答弁を申し上げましたように、これからの観光振興の充実を図るため、5月28日にこれからの新しい観光の形態を構築し、会員相互の営業活動情報の交換や情報共有および連絡協調を図り、会員ならびに地域の観光産業の健全な発展に寄与することを目的に黒潮町観光ネットワークという組織を発足し、官民連携して今後の観光推進に取り組んでいくこととしています。

会員には、宿泊施設関係者17業者、体験施設やそのほかの関係の方が16業者、商工会にも入会していただき、合計34会員となっています。

事務局については、砂浜美術館に受け持っていただくことになりました。その中で、そうした課題などについて意見交換をしながら充実したものにしたいと考えています。早速に議会終了後には、当ネットワークと町とで意見交換会を開催することになっています。

砂浜美術館の負担軽減として観光協会の復活については、先にも説明しましたように砂浜美術館が観光協会的役割を担って、通常、他市町村の観光協会が出席しているような会にも出席して対応をしてくれております。また各種メディア、旅行者への情報発信や、自主的な観光客やスポーツ関係の誘致活動など、工夫を凝らした活動を行って来ております。

内容的には観光協会業務の活動を実施していただいていますので、この体制で継続していけたらと考えていますが、業務などの負担軽減などにかんすることについては、経費、また予算のことなどもあり難しい状況です。砂浜美術館と、また観光支援ネットワークなどで、どういった体制がいいのか協議をしながら進めてきたいと考えております。

以上です。

議長（山本久夫君）

西村君。

3番（西村将伸君）

まあ観光協会の話については、まあ、砂浜美術館がその役割も果たしておると。

ただ私、気になるのはですね、この砂浜美術館、ほんとに取り組み等、これは19年のときに質問したときも私は、私たちの町には美術館がないと。その砂浜自体が美術館だと。そのイメージアップ、これ何年でしたか私、東京の八重洲口で旧大方町のパンフレットを見たときに、ああ、すごいなと思ったことがあるんです。ただですよ、この砂浜美術館が観光協会を担っているという。その砂浜美術館のイメージが、私、この黒潮町に

住んでおって、案内所の役割とかそういうイメージがどうしてもわかんがです。私、そこじゃろうと思うがです。

例えば、どこの観光地に行っても、案内所というのは大きな看板があって案内所と。そんなに難しい話じゃのうてですね看板があるものですが、今のところ、そういったものも見当たらないしですね。これはまあ、県の土地を借り受けている分、そういう看板が挙げられないのかどうか分かりませんが。そのへんがですね。

ほんで、これ以前にも言うたがですけども、この観光振興分野の中でですね、さしすせそ計画等の中にもあるように、スポーツ合宿とか体験型観光誘致と。この言葉はいっぱい踊るわけですけども、なかなかそれが。例えば、こういった話を引用したときにですね、ひとつの、町長なんか執行部が持っているそのビジョンいいますかね、まあ、よくグランドデザインであるとか、そういったことを質問される議員もおるわけですが。そういった町のそのイメージとですね、その関係団体、また組織等がですよ、民間業者等が、ほんとにそういったことを共有されておるかどうか。非常に大事な根幹の部分なわけですが。そのへんに、例えばはだしまラソンがある、それからTシャツアート展がある。私が聞いた範囲では、それはただ走って、それからTシャツのそういうイメージアップ等のことが、地元の飲食店さんなり宿泊施設にですね、経済効果をあんまりもたらしてないんじゃないかな。

今度、昨日パンフレット見た、あのはた博のパンフレット一つ見て、まあ私はひとつの商業に携わってきたもんです、なぜこれが、パンフレットがこうなるかな。砂像を作る、7月7日ですか、あれがありますね。そこに、お弁当代500円。入場は無料ですとやってる。これほど特産品に取り組んで、地元自慢の食材を、何かコンクールじゃない、何かやりますね、何万か何十万か予算組んで、おいしいものの食材のコンテストみたいなことをやりよると思うがですけど。何で500円じゃのうて1,500円、2,000円の弁当、そういったもんで経済効果挙げんかなと。それぞれの、私、飲食店さんにしたら、一つのそれはええ機会であると思うわけですが。

全体に、例えば中土佐町のかつお祭り。あれ一つ取ってみても、入場料2,500円とか3,000円取ってますね、予約をまして取って、団体バスでどっ来てもらうて、そこで食べてもらう。また経済効果を上げていく。それが1万何もの人が寄せてくるというようなイベントになってるわけです。私は、民間業者が求めているとはそういうことだろうと思うんですが。

そのへんの取り組み。これからのことなんですが、どうでしょうかね。

議長（山本久夫君）

産業推進室長。

産業推進室長（森下昌三君）

再質問にお答え致します。

民間とのその連携の関係ですが、先ほどのご質問でもお答えしましたように、ある程度多数の業者の方が今度のネットワークに参加してくれております。そういうところで協議しながら進めてきたいというふうを考えておまして、まあ、そのためにつくったようなネットワークです。

それと、その観光窓口業務。町外から呼んでくるというようなことですが。まず、確かにパソコンなんかで検索しても、黒潮町観光協会というのではなかなか出にくいところもあります。そういうことも含めて、今の場所の所で窓口業務を強化していくようなことも考えていっております。それで、建物が県の施設ですので、県ともちょっとそこを、看板なり何するにしても協議をしないといけないと思いますので、砂美ともそこは協議を重ねていっているところです。

それと、その地域への経済波及。先ほどもそのネットワークの中でやっていくというようなことでしたが。

確かに観光客が増えてですね、以前の一般質問の中でも、サーファーがこんなにたくさん来てくれているのに、何とか町内へお金が落とすようなことができないかというようなご質問もありました。それからいろいろと考えたがですけど、まあそういうことも含めて町だけ、砂美だけで考えてもなかなか新しい展開いいですか、新しいことでそういう落とす方法というのもなかなか難しい状況でした。それでこういったネットワークができたということで、その中で協議していけるということですので、新しい展開で何とかそういう仕組みを作っていきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（山本久夫君）

西村君。

3 番（西村将伸君）

以前にも質問しながら申し上げたんですけど、ほんとに言うことは簡単でなかなかね、課長にしても、ほいたらあなたが代わりにやってみいと言われてもですね、なかなかそれがスムーズに、はいはいといくもんじやないと思うんです。

ただ、現状見よって、その案内所看板がないこととか、普通には、例えばこれから佐賀にも道の駅ができる。それから、一つの主要施設として、まあ佐賀温泉であるとか、道路端にある中に野立ての看板でも一つの案内所看板を持っていくと。これは観光と言えるかどうか分かりませんが、言葉の中で黒潮町は自然が豊かだと。そういったことは言いながら、そしたら自然が豊かってどんなことかという、例えばですよ、佐賀の塩屋の浜に丸太を1つ置いて腰掛けにすれば、それは十分な公園の役割を果たす。ほんで廻路さんがずうっと歩いてきよって、歩いていく途中の中に歩道のところにちょっと気休めできるような丸太でも置くと、それは腰掛けの役割も果たすわけですから。そんなにもですね予算を掛けてどうこうと、そういった観光のことを私は望んでおるわけですけども、そういったことも一向に進まない。ほんで廻路道のことにしても、市野瀬からずうっと旧道に掛けてあるわけですけども、そういったことの整備状況にもないわけです。私はそんなに大きな予算を掛けて何やろをぶっ建てなさいとかですね、そんなことを申し上げる気持ちはさらさらありませんが。

ただ、課長も恐らく悩むところはですね、観光というものに一つの資源として、まあ食材とかそういう自然の良さとか、そういったことが常に持ち上げられるわけですけども。この程度の海岸線は全国探せばいくらでもありますよね。で、特別この地域がそういった自然の景色に恵まれておるわけでもありません。ということは、今、私が観光協会に取り組んだらどうですかというのは、まあ砂浜美術館がその役割を果たすということですからそれはそれとして、その中に観光に積極的に動かれる人がおるとしたら、人材がおるとしたらですね、やっぱり幡多地域が今はた博いうてやりようがですが、そういったそれぞれの市町村が持ち合わせてないものを補完していくような広域的な観光にするしかないですよ。

例えば佐賀地区だけを見ても、体験してもらうに塩とたたき。そんなに1日も2日もかけるような観光にはならんわけですから。ということは大方地区の、例えばパークゴルフを体験してもらってせいぜい、恐らく黒潮町にとどまっても1泊2日程度のことになろうと思うんです。

で、気になるのはですね、この黒潮町の年間観光入り込み客数。これ岡本係長さんですか、頂いたものの中で、これは入り込み数、随分増えてきておりますね、この数字では。ところがですね、幡多広域のその行政の受け入れ推移の数とですよ。まあ、これは幡多広域観光協会というがで。平成17年をピークに、例えばこれは学校関係の体験旅行でしようかね。その分から言うとも随分減ってきておる。ところが、この入り込み数60万3,916人ですか。この数と妙に。増えていて、片方は減っていくという。そのへんが私、ちょっと理解しにくいんです。

そのへん、少し説明してもらえませんか。

議長（山本久夫君）

産業推進室長。

産業推進室長（森下昌三君）

体験と全体的な入り込み客数の今の状況の違いということだと思います。

体験については、主に修学旅行の対応を幡多広域と取り組んでおります。その中で幡多広域と取り組むに当たっては、中学校、高校。中学校が主ですが。そういう所にはもう3年ぐらい前にまず下見に来ていただいて、その時点で大体来てくださるといふようなことの約束をしております。それで、今の状況で学校数は若干、去年度は確か減っていたと思います。

ですけれども、来てくれますけれども、その体験施設への体験者数。まあ言うたら体験の回数が増えてます。まあ言うたら滞在期間とその施設、天日塩とかビーチコーミングとかいろいろありますが、そこでの対応の回数というのは増えてまして。その客数といいますか、そのちょっとダブる部分もありますけど、そういう面ではある程度増えていまして、そこでのちょっとギャップといいますか、違いが出てきているように感じます。

ただですね、まだその体験については、特に宿泊。前からありますけど、今の体験旅行というのはその学校の方ではすごい希望されております。それで、また一集落当たりで5、6軒のあたり体験宿泊させていただいて、一学年大体3、40人ぐらいが泊まれるようなことができれば、まだまだ希望がありますので、増やしていけるように考えてます。それで、ある程度アドバイザーさんも県の方で委嘱してる方がおまして、一緒に今取り組んでいるところです。説明なんかに戻っております。

また、それもできたら議員の方も協力していただいたら、まだまだその観光振興につながっていくと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

議長（山本久夫君）

西村君。

3番（西村将伸君）

この60万人が事実としたときに、これは1,000円使うてもらったら6億の売り上げになるわけですよ。こういったことだろうと思うんです。民間業者が経済効果に生かしてほしいというのはね、そういうことだろうと思うんです。一つのほんとは観光行政として補完性の原理を持ち込まざったら、なかなかこの町だけで何泊もしていただける、それからリピーターを求めていくということは大変だろうと思うんです。

で、これは一つのある方からの提言もあるわけですが、今後の対策としてですね、行政と民間との意見交換の場。これは今黒潮ネットワークというがをつくられたということなんですが。その営業戦略等を協議して、役割分担を明確にしてほしいと。それから、観光産業の中心的役割を担い、既存のイベント実施。このイベントですね。イベントを実施することも重要だが、経済効果を見込んだイベントや観光客を増やす仕組みを企画、数値的目標を持ってほしいと。で、観光客誘致のイベントがそのスポーツ合宿、それから修学旅行、企業研修、四国歩き遍路、公共事業などで、今、黒潮町ではその津波対策のことが全国でも進んでおりますので、そういったことへの視察に来られる長期滞在者等および防災関係で来る視察団体。そういったものに時期や地域を絞って営業戦略を1回考えてみてほしいと。

まあそのほかには、農業、漁業、たたきのカツオとかですね、天日塩、昔からあるホエールウォッチング。そういった宿泊、昼食などをできるだけ地元の食材で、お土産等で地元を支えていくと。そういった等々のこともいろいろ熱心に話される方もおいでるわけです。どうかですね、観光協会をつくる。観光協会ができれば、

ほいたらすべてそれが解決できるか、そういうもんじゃありませんし、観光協会そのものにも全国的にいろいろと課題もあるようです。

課長がおっしゃった砂浜美術館。この砂浜美術館の方向性として観光業務ですか、旅行業務の資格も取って、そのことに取り組んで。今の時代、そういう時代だそうですね。もちろんそのことに私は何ら異論があるわけじゃないかですが。できればですね、これから黒潮町が一番、例えば出入りの多いこの近場の観光地と連携するとしたときに、どの辺をイメージしますか。高知に入り込んできた観光客。例えば、高知市内にきた人を黒潮町に引っ張ってもらうシステムをつくるのか。今、この前の新聞にもあったように、高規格道路が窪川まで伸びてきた。それから、その観光客がどっちへ行くかいうと十和の方ですね。西土佐の方へ向いて抜けて、松山へ抜けていく。V字になって、56号線沿いの幡多の方のことが置いてけぼり食うちゃあせんかと、そういった記事も載っちゃったわけですが。

そのせっかく四万十町まで来た人を、こちらへ取り入れる方法。そういったことを何か考えられておるかどうか。

議長（山本久夫君）

産業推進室長。

産業推進室長（森下昌三君）

観光客の誘致につきましては、県の方が主に県外へのPRはしてくれております。それによって効果がもたらされて、こっちの幡多地域に来てくれていると思います。

また、観光客の人のアンケートなんかを取っているいろいろご意見を聞くと、やっぱり高知県は一番食べる物がおいしいというのでナンバーワンに今のところはなっているようです。その食事も、ある程度一定の方は幡多地方の魚が大変おいしいというような調査なんかもありまして、こっちへ来てくださる方が増えてますし、また注目もされているようです。

それで、その高速道路が延伸して、すぐ下りた所に看板も設置はしておりますけど、その四万十市と足摺の方への観光の看板。下りたらすぐ、こう高速を下りたら突き当たって見えるようにはなっております。そちらの方でまた誘致を強化していかないかんというようなことになっておりますが、大変、その大正いいですか、そちらの方もホビー館なんかもあって、なかなか大変になっております。また、あちらはにぎわうようなことで宿泊施設なんかも何か予定されているみたいですので。より、またこちらは東の玄関口として、こちらの方に引っ張ってくるようなことをまた取り組んでいかないかんというふうに考えております。

その取り組みについても、ある程度その幡多広域なんかとも取り組んでおりますので、まあその中でもまた協議して誘客を図っていきいたいというふうに考えております。

ただ、スポーツ施設、スポーツ誘致については、大変もうこちらの方に強みがありますので来てくれますので、そちらの方も重点的に取り組んでおりますので、それと併せて誘客を頑張っていきたいというふうに思っております。

議長（山本久夫君）

西村君。

3番（西村将伸君）

今言われたように、その四万十町で宿泊施設等々を考える。私、この四万十町にぜひそれは遠慮していただいでですね、1時間以内ぐらいのもんですから、四万十町からこの黒潮町行くにね。

そういった、恐らく私とその連携いか補完せないかんというがは、今ある。今、黒潮町の宿泊施設がですね満員でどうにもならんなら、それは別ながですがね。そういったことへの営業は、これはすべきやと思うが

です。そういったことをね。わざわざないものまた新たに作って、お互いがその利益を配分するというようなその補完性のことから言うと、私がそこは営業だろうと思うんです。そこがね。

ただ、ちょっと元に戻りますけども、砂浜美術館がその役割を果たしようと。私、砂浜美術館の私のイメージはイベントがほとんどを占めておってですね、もう予算割が私分かりません。その課長から予算割を砂浜美術館に、この分はイベントです。で、この分は観光誘致の営業費です。それから、窓口業務の費用ですと。

ここでちょっとお聞きしたいんですけども、窓口業務としての予算はどれぐらいを組まれちやうがでしょうかね。

議長（山本久夫君）

産業推進室長。

産業推進室長（森下昌三君）

ご質問にお答えします。

窓口業務については69万9,000円。まあ約70万、年間で組んで対応してもらっております。

議長（山本久夫君）

西村君。

3番（西村将伸君）

70万というのは何が基準が分かりませんが、まあ、土日、祭日、お正月、まあそういうゴールデンウィーク等々含めたその休日のところを補完するという意味なんだろうと思うんですが。

どうも予算的な振り分けを見ようとするね、観光案内所のあれで70万で年間済めばですね、それでまあ60万の人が来るとしてですよ、これは一人頭の予算としても随分小さなものでしてね。もっと私、砂浜美術館にはそういった部分の予算がついちやうもんかと思ったわけですが。これなんかはやっぱり、今言われたその黒潮ネットワークの方でもですね、まあ砂浜美術館も含めて、もう1回これは精査する必要があると思うんです。

ほんで、その中でどうも私が感じていることなですが、あまりにもその砂浜美術館にいろんな観光行政関係が負担になって、どちらかという、本来その民間業者とですね密になる部分というのはなかなか時間が持てんじゃないかなと、そういったことを感じておるわけです。

そのへんの、これからまあ観光協会がその中にあるとしたものとして、そのへんの予算組みのことはこれからまた具体的に話されるんでしょうかね。

議長（山本久夫君）

産業推進室長。

産業推進室長（森下昌三君）

1 問目の答弁のときにですね、なかなか財政的また予算的には厳しいものがあるというお話をさせていただきましたが、その支援ネットワークの中でいろいろ協議して行って、どうしてもその必要な部分ということになったらまたその検討をしていかないかというふうには思いますけど。

その財政はもう私がやるようなことは言えませんので、すいませんが。

議長（山本久夫君）

西村君。

3番（西村将伸君）

財政的な課題と。これ私が、また元へ戻るんですが。

観光協会と言ったのは、観光協会というのはまあ自治体からのその補助もあるわけですけども、会員さんが、民間業者がお金を出し合うて運営するががほとんどの観光協会ですね。まあ、その財政的なもんというがであ

れば、そういった黒潮町に商工業者含めてそういう会員を募って、年間幾らかの。佐賀町の場合には、年間確か1,000円ぐらいやったと思うのですが。そういう会費を集めてですね、できる限りそういった窓口業務等々の予算を組んだ経験があるわけですが。そういったこともこれから考えてもらいたいと思います。

それと、私この観光のことで質問しよってですね、ちょっと行政の縦割り行政を感じるわけですが。

まあ、これは大方球場と、3月議会に私、サッカー場のことを質問したときに、サッカー場の方は確か推進室長がお答えになって、球場の方は総務課長やったと思うのですが。同じ観光に携わるこういったことについて、1つはこう統一されたらどうかと思うんですが。そのへん、まあ役場の財産管理の部分もあると思いますが、観光のことにかんしてはもう観光室長の方に任すものであるか、そういったことを。

すいません、今後のことがありますのでお聞きします。

議長（山本久夫君）

副町長。

副町長（植田 壯君）

事務の配置の関係でございますけれども。これにつきましてはですね、現在のところ整備についてはそれぞれの担当の所でやっております。で、観光なりの誘致とかそういう部分につきましてはですね、また産業推進室の方でそれぞれ役割がございましてやっておりますので。

その整備についても当然その連携を取っていかないけませんので、そのへんはですね横の連絡を取りながら進めておるといふふうに考えております。直ちにこの組織を統一してですね、持っていくということにはならんかと思っておりますけれども、まあそういった横の連絡を取りながらですね、より良い組織を目指していきたいと考えております。

議長（山本久夫君）

西村君。

3番（西村将伸君）

球場のことに触れましたので、球場のことでちょっとお聞きします。これ、まあ今までのことで通告書にはないんですけども。

今、球場の管理は町の方での管理ということになっておるんでしょうけれども、これはできればですね、その黒潮町の観光とかスポーツ合宿等含めてですね、観光に今一番関連しておる部分があると思います。そういったことに関連含めですね、球場を例えば砂浜美術館の方に管理はお任せすると、そういったことは考えられるかどうか、最後にお聞きしたいと思います。

議長（山本久夫君）

副町長。

副町長（植田 壯君）

球場の管理につきましてはですね、今議員が言われましたようにそういった方向もあろうかと思っておりますので、今後、さらに詰めていきたいというふうに思います。

議長（山本久夫君）

西村君。

3番（西村将伸君）

ぜひそういった方向で柔軟な形でやらないとですね、時間は刻々と過ぎておまして、黒潮町自体の若者の定着とかそういったことを含めたときに、やはりなかなか産業振興というでもですね難しいわけですので。できればスポーツ合宿と、そういったことを充実させてもらう。そういった意味でも、観光協会的な役割を果た

してもらおう砂浜美術館に頑張ってください。また、これからの黒潮ネットワーク。そういった中で民間企業とのですね連携を密にして頑張ってくださいと思います。

以上で私の質問を終わります。

議長（山本久夫君）

これで西村将伸君の一般質問を終わります。

この際、10時15分まで休憩します。

休 憩 10時 02分

再 開 10時 15分

議長（山本久夫君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第2、議案第10号、専決処分の承認を求めることについて（平成25年度国民健康保険事業特別会計補正予算）から議案第14号、平成25年度黒潮町一般会計補正予算についてまでを一括議題とします。

各常任委員長の報告を求めます。

初めに、総務常任委員長、森治史君。

総務常任委員長（森 治史君）

それでは、今議会で総務常任委員会に付託された議案についての審査の結果を報告致します。

付託されました議案は3議案です。議案についてはそれぞれのお手元にあります付託表でご確認をお願い致します。

総務常任委員会に付託されました全議案は可決するものと決しました。

それでは報告内容に入ります。

去る6月10日13時30分より15時40分まで、常任委員会5名全員出席の上、保健福祉センター2階健康研修室において、副町長、教育長、各担当課長の出席を求め慎重に審査を致しました。

まず、議案第12号、黒潮町地域活性化事業基金条例の一部を改正する条約についてから報告致します。

この改正は、匿名の方より教育に生かしてくださいと1,000万円もの高額なご寄付を頂き、その金額を黒潮町地域活性化事業基金で運用するには現行の条例中に教育が入っていないので、今回、教育を条例に加え改正するものです。

委員会の方でのあれでは、使用について決まっていなければ町のインターネットのパソコンへの加入者が利用しやすくなるような教室などに使えないか、また、中学生の海外研修は教育ではないのですかというような。と、この基金はいつごろからあるのか、現在の基金高はどれぐらいかということの質問があり、執行部の方から、使用についてはご寄付をしてくださった方より、生徒の基礎学力、読書への意向がありますので、ご本人と教育委員会で話し合いながら長期的に運用を考えていくとのこと。また中学生の海外研修は、条例中の人材育成で行われているという報告を受けております。

基金の始まりにつきましてはかなり古くって、竹下首相の時代のふるさと創生交付金で1億円が時に有名でしたけど。これが我々1億円かと思ってましたら、5年間交付されておりますので5億円が入っておるというように報告です。

最近は大きな基金の取り崩しもなく運用されており、平成24年度末で3億2,400万円の積立金になっているという報告を受けております。

続きまして12ページになりますが、黒潮町防災対策加速化基金条例の制定についてを行います。

これは南海地震による津波から住民を守るための事業で緊急防災・減債事業が基本で、現在取り組んでいる

防災事業が目的の措置になります。

現在取り組んでいます緊急防災事業に対して、国は起債を起こしなさい、その償還については100パーセント交付金に算入するというようになっておりますが、実際の交付金決定は償還金の80ないし70パーセントなので、不足する20パーセントから30パーセントにつきましては県が支援することになっております。それで町の持ち出しがなく事業が進められていくということになりますが、借り入れの利息については町の支払いとなります。

この事業は24年、25年で一応終了するというふうに報告を受けております。

この黒潮町防災対策加速化事業とは、現在町が取り組んでいる防災事業を加速するための交付金ですが、事業の精算に基づいて翌年度に入ってきますので、それを基金に積み立てることになっているので条例を制定するものです。

まあ、これはどれぐらい使えるのか、天井なしで事業に使えるかというような意見がありましたけど、これは事業実績に基づいての交付になります。まあ、平成24年度の決定から約5億円ぐらいを見込んでおるといような報告を受けておりますけど、これもあくまでも24年度の事業の結果からの見込みでありますので、全部入るかどうかは分かりませんが、このように町は5億円程度の事業ができるという報告を受けております。

続きまして、議案第14号、平成25年度黒潮町一般会計補正予算についてを報告致します。

まず13ページになりますが、歳入全部をあずかりましたので歳入についてですが。

これは13ページの13款使用料及び手数料、5目の商工費使用料の減額につきましては、じいんず工房の方と佐賀にあります2つの縫製工場、ファクトリーコスモさんと中商さんの工場の中の照明器具をLEDに取り替えたものに伴う減額というような説明を受けております。

あとは、14款、15款でも国庫支出金とか県の支出金が入りましたので、差し当たっての質問はありませんでした。

また、15ページになります町債につきましては、2目民生債につきましては高齢者福祉債として20万。これは過疎債のソフトで対応するという。これにつきましては錦野部落にあります宅老所よりあいの4、5、6、3カ月間の調査が終わったことによる支出というような報告でありました。

それから6目土木債。1節道路整備事業債につきましては、町道七貫下坊線道路改良事業。これは芝部落の東にあります自動車整備会社のところから農村公園までの町道の改良の測量と用地買収に向けての起債。それから、町道士橋線道路改良と。これは田野浦部落から三浦の小学校の前を通過して出口方面の町道で、この道が通学路になっているが道が狭いので、現状の溝に蓋がないので蓋をすることでの拡幅を行うもので150メートルを予定しております。

佐賀町道橘川南線道路改良事業とは、橘川の南側の旧道を市野瀬部落までの間の測量を行うというように報告を受けております。

それではページ、16ページになりますが、2款総務費、3目の財産管理費でございますが。

この中の19節負担金補助及び交付金という所で、佐賀集落の集落整備事業の補助金として、これは説明は受けておりますけど、まあ再度説明させていただきます。

シロアリ被害による集会所の工事が7件、馬地、藤縄、熊井、不破原、川奥、佐賀橘川、市野瀬の集落で、雨漏り被害の集会所が1件、上分の集会所の修理への補助金と、今のところ、先ほどの質問にもありましたけど、この2割負担は今のところ地元負担で行うというような説明を受けております。

次の、同じページの5目の地域活性化事業基金の1,000万については、匿名による希望の寄付金を挙げております。

その下にあります、同和対策施設使用料調整基金の部分につきましては、の減額 117 万 2,000 円と施設等整備基金 45 万円の減額については、もともとこの工場につきましては町所有の財産の工場内の照明器具を LED 照明への取り替え。元来でしたら町がすべきところですが、工事に時間がかかるとか、少し割高になるということで業者の方から申し込みがありまして、大方のじいんず工房、佐賀のファクトリーコスモ、それからもう 1 件の中商さんなど 3 者で LED の取り替え工事されたので、工事費代金を 5 年間に割って減額をするということで説明を受けております。それで、LED に替えてどれぐらい節電になるかということに対しては、20 パーセントの電気量削減効果になるというような説明を受けております。

それと、現在、縫製工場 3 社で 110 名の方が雇用されているというこの報告も受けております。

下にあります財政支援事業基金 5,000 万は、防災対策加速化基金の方へ 5,000 万への組み替えの予算として挙がってきております。

続きましては次の 20 ページになりますが、消防費についての報告を致します。

わずかな金額ですけど、7 節で賃金 124 万 7,000 円を組んでおりますが。これは報告によりますと、現在の臨時の職員の方が超過勤務になっており、用地調査と事務へ月 10 日出社で 10 カ月の予定で 1 名の雇用をしておるということを報告です。これにつきましては、用地買収にはぜひ町職員に出ていってもらいたいという意見がありました。

8 節報償費、9 節の旅費、11 節の需用費についてですが。これは防災にかんする事業を 11 月 2 日より 11 日までの 10 日間の長期で開催を致します。まず、説明を受けましたのは 11 月 2 日に、昨年同様に下田の口の体育館の方で子ども防災フェスティバルを開催しますということです。3 日の日はふるさと総合センターを中心に、津波防災でのシンポジウムを開催致します。これにつきましては内閣官房参与、防災・減災担当の藤井氏による講演とか、アドバイザーには国レベルで活躍されている斎藤氏を迎えるというような報告と、県からは知事、町長が出席し、できれば防災大臣、総理大臣の出席があればいいがというような希望を聞いております。内容としては、震度 7、津波 30 メートルでもあきらめない、最悪を想定した上でのシンポジウムを開催する予定というように聞いております。

11 日には釜石で活躍された片田さんをお迎えし、佐賀中学校、大方中学校とか、町職員への講演を予定しておりますが、これはよくやっておりました町民大学のような想定というように聞いております。説明に出てくるレジリエンスという言葉が、何か理解ができないので使用は避けるべきではないかというような発言がありましたけど、町の方からは国の防災関係では慣習的に使用されており、そのまま使用致しますというような答弁をいただきました。

13 節委託料 700 万円の計上につきましては、同じページですが、これは佐賀厚生文教施設安全対策等基本設計委託料ということになっておりますが。これは佐賀の保育所、佐賀の小学校、中学校の施設安全対策について、国、県との話し合いには町が基本的構想とか計画を持っていなければ話し合いの場に出ていけないので、高台移転に向けての調査委託であります。まず保育所を最優先な事業と考えています。その後、小学校、中学についてはその後の調査を予定しておるといったような報告を受けました。

その中で、やはり中学校も保育所も最近新築しており、起債があります。これについてはやはりダブル返済になる懸念があるがやないか。それについては国から手厚い保護がない限りにはなかなか難しいというような意見がありましたけど。まあ、町としてはまだ、今始まったばかりのことで国の要請は十分にされるとは思いますが、明確な答弁はまだいただいております。

その中で、佐賀支所の高台移転の考えはないかというような質問もありましたが、支所の高台移転は考えていないが、災害発生時には拳ノ川にあります、あったかふれあいセンターこぶしを対策本部として対応

を考えているというような報告をいただいております。

今度、戻りまして9ページの方になりますが、第2表地方債補正についてですが。

ここで一番質問がありましたのは、現在の借入利率はどれくらいなのか。それと、記載の償還は何年で償還されるかという質問がありまして。まあ、表の方では5パーセント以内というように金利は書かれておりますが、現在の借入利率は1.2パーセントで推移しております。ただし、まあ先に借った部分ではもっと高額な金利の分も残っておるとは報告を受けてますが、現在は1.2でおおむね借り入れているということです。

それから償還につきましては、10年か15年の起債でいうことになっておるとの報告を受けました。

以上、報告を終わらせていただきます。

議長（山本久夫君）

これで総務常任委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、総務常任委員長の報告に対する質疑を終わります。

次に、産業建設常任委員長、坂本あやさん。

産業建設常任委員長（坂本あやさん）

付託を受けました産業建設常任委員会の審査報告をさせていただきます。

審査は、去る6月10日13時30分から16時30分まで本庁の第3会議室において、付託されました議案第14号、平成25年度黒潮町一般会計補正予算補正1号につきまして、議員全員、町長、まちづくり課長、海洋森林課長、建設課長、農業振興課長、産業推進室長の出席を求め、慎重に審査を致しました。

審査の結果と致しましては、14号は可決すべきものと決しました。

審査内容をご報告致します。予算書は17ページから20ページをご参照ください。

6款の農林水産業費についてご報告致します。

18ページの農業振興費でございますが、これは、こうち農業確立総合支援事業費の補助金で、ミョウガハウスの土壌改良事業を進めるという説明をお受け致しました。この事業につきましては県の補助メニューとして既にあったものですが、本町ではまだ対応したことがないということでございました。しかし、まあ今、ミョウガのハウスのミョウガが病気が発生しますと、なかなかこの対応が難しいということで。ハウス設備にもまあ高額な費用を掛けておりますし、1年病気が発生すると、なかなか続けてそのハウスでは栽培することができないという実情があります。それで、そのために土壌改良も難しいので、ロックウール栽培といいまして、液状栽培を導入してミョウガ栽培が続けられるようにすることというものでございました。これについては事業主体は農協でございますので、農協の方に助成をするということでございます。

同じく18ページの林業費でございます。

これにつきましては一部修正がございましたので、訂正をお願いしたいと思います。

駆除隊のご説明を執行部の方からいただいておりますが、この人数が42人というご説明でしたが実際には40人ということでしたので、申し訳ありませんが訂正をお願い致します。

審査の内容につきましてですが、有害鳥獣の駆除実施隊が始動することになりまして、6月の11日に辞令交付式が行われたということでございます。各地域からはもう既に駆除に対する要望が挙げられておりますので、委員会と致しましてもこの事業に大変期待をしているところです。

それから、今回の補正で出されています予算の中には、国からのイノシシやシカの補助奨励金の上乗せ分がございました。この件を見ましても、この問題の大きさというのを痛感するものでございまして、委員の意見としては、この支給に対しては個体識別によって補助金が違うのでこの判断が難しくなる心配もあるので、対象者には分かりやすくお知らせをすることが必要ではないか。その旨を努めてほしいという意見が出されておりました。

また、この駆除隊を運営するに当たって関係者とのお話し合いの中から、猟をするためのシナイヌのけがに対する治療費を見てほしいという要望が出されたというご説明もいただいております。この件につきましては、委員の方からもイヌに対する補償はないので一定の補助はするべきではないかという判断を致しました。

続きまして、水産業費でございます。

この水産業費につきましては、ほぼもどりガツオ祭についてでございます。

10月の第3土曜日、あの100キロマラソンの前日というのがもう固定化しております、この事業はまたはた博の黒潮町のメイン事業となっているということでございました。そのほかには、7月7日にある砂浜で行われるイベントも、同じくはた博の黒潮町のメイン事業となっているということでございます。

ただ、このはた博につきまして意見が出されました。はた博には本町も600万ほどの支出をしておりますので、その成果がどのような形で表れてくるのかということに注視していく必要があるのではないかとということが意見として出されております。

続きまして、19ページの8款の土木費についてご報告致します。

先ほど総務委員長の方から説明がありましたので少し重複する部分が出てまいりますけれども、この道路新設改良費については、入野地区の大方改良事業に伴う芝地区の町道ですね。七貫から下坊間の町道改良が行われるということでございます。そして、この道路が国道から接続します部分は、スケン谷への国土交通省の工事用道路として整備されることになっておりますので、この道路の舗装工事等は国がやっていただけるというものであって、町の方は用地の方の協力をしていくということになっております。

また、この事業については長いことを待ちわびた事業でございますので、進ちょくを大変待たれているところでございます。

またこの件も重複しますが、田野浦の先ほどご説明にありました三浦小学校に上がる道の整備についてでございますが。これは畑側の側溝が崩れて陥没しているということで、そこを修繕して幅員を維持していこうというものであります。この事業はそこを利用される方、特に保育所とか小学校に通われる子どもさんたちの通学路となっておりますので、全区間は800メートルあるということですが、そのうちの150メートルを整備されるということですので、早く整備をして安全対策に努めていただきたいという意見が出されました。

それから佐賀地区では、先ほどもありました橘川の町道整備の計画が進んでいるということでございますが、これも用地買収を伴わない、幅員が広がるという工事でございますので、安全に通行できる地域づくりに努めていただきたいという思いでございます。

続きまして、19ページでございます。

都市計画費でございます。

これにつきましては何回も説明がありましたが、佐賀の道の駅の事業費の組み替えでございます。可能な限り多くの地元業者を入れていくために分割発注をしたいというご説明がありました。

この件につきましては、本会議場の方で備品購入への予算振替については、POS レジ、棚、テーブル、いすとかいうものが町の方で準備することについてはいかなるものかという質問が出ておりましたので、その件について委員会の方でも少し議論を致しました。

またですね、執行部の方からもこれにつきましてはご意見が出ました。執行部としては、まあ当初予算で可決をいただいている事業でございますので、総予算につきましてはもう議会で議決をして認めていただいた予算の執行であると。それについての予算の振り替えでありますので、まあやっつけられないということに対してはですね、いかなるものだろうかというご意見もございました。

また、委員からとしてもですね、もう当初予算で可決されております予算ですので、道の駅の建設推進に当たって粛々と執行していただきたいという旨の意見が出されました。

それからまた、この予算とは直接の関係ではございませんけれども、この道の駅の今後のことにつきまして委員からも意見が出ました。

まあ高額な事業費を投入して整備をされる事業でございますので、後の指定管理者の指定の費用の割合ですとか、それと、それからまあ組織を運営していく指定管理者の運営体制について十分に話し合いをして、安定した事業運営がなされるように努めていただきたいということを意見として申し上げて、本委員会に付託されました14号についての審査を終えらせていただきました。

以上、ご報告をさせていただきます。

議長（山本久夫君）

これで産業建設常任委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

森君。

11番（森 治史君）

本会議の方で私ちょっと質問したところになりますが。

20ページの、先ほど説明いただきました、いわゆる備品購入の所で高額な備品が含まれておると。POSレジも入っていると思いますが。私は本会議の質疑の中でも、これをいわゆる建物とは別個に償還が短いものである、耐用年数が意外と短いものであるから、せめて耐用年数の倍ぐらいの間で、家賃というか、その使用料として払ってもらわなければならないかという気持ちがあって質問したがでしたが。

そういうような意見は委員会の中ではあったのでしょうか。これを家賃とは別に、そういう使用料として徴収するというような意見はありましたかということで。あったかなかったか、議論が。

お伺い致します。

議長（山本久夫君）

委員長。

産業建設常任委員長（坂本あやさん）

具体的にですね、どれを使用料として含めていくかという議論はございませんでしたが、まあ先ほどもご説明しましたけれども、予算、事業費がもう挙がってきておりますので、その中でこれからやっていく指定管理者の皆さんがですね、どの程度の家賃をお支払いになるのかというのは、非常にこれから問題になるのではないかという意見は出されておりました。

それと併せまして、そのPOSレジについての説明が少し執行部の方からございました。

POSレジとか、それから備品等については、当初はですね補助対象になるもの、それからこの事業費として挙げていけるものについては最大限含めて建設の費用としていきたいと。まあその事業対象になる部分もありますので、これからのその施設の設備の軽減を図ってきたいというご説明はございました。

そしてその管理につきましては、POSレジ当初の購入については町の方が行っていくけれども、後の管理に

についてはまた運営する指定管理者の方で管理等をしていく。買い替え等が発生する場合のその買い替えなどについては、また指定管理者の方でも負担が必要になるのではないかというご説明がございました。

以上でございます。

議長（山本久夫君）

ほかに質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで産業建設常任委員長の報告に対する質疑を終わります。

次に、教育厚生常任委員長、西村將伸君。

教育厚生常任委員長（西村將伸君）

教育厚生常任委員会は6月10日13時から15時30分まで、全委員出席の下、議員控室において執り行いました。

教育厚生常任委員会に付託された議案は、議案第10号、議案第11号、議案第14号。歳入のうち、3款民生費、4款衛生費、10款教育費についての3つのことでした。

審査内容を議案順にご報告致します。

初めに、議案第10号、国民健康保険事業特別会計補正予算の先決処分の承認を求めるものについて担当課長から説明を受けました。

補正の内容については、平成24年度国保会計決算見込みで歳入が歳出に対して1億1,200万円不足することから、25年度の財源により補てんするものです。補うものだとしております。

国保会計の健全化に向けた取り組みとして、病気の予防策、医療費の適正化、国保料の値上げ、一般会計からの法定外繰出をセットで進めると。この赤字解消に向けてまあ数年、あるいは中長期的に解消していきたいと、そういった説明がありました。

また、この国保事業の運営そのものを、今、県に移すことも検討されており、そうなれば県の平均保険料より低い本町は国保料の値上げを余儀なくされるのではないかと、そういった可能性があるといった説明もありました。

これを受けて委員からは、国からの補助率が34パーセントから32パーセント、2パーセント下がっているけれども、これはどういったことか。そういったことや、国保料の滞納状況への質問。これからの取り組みとして、国保料の値上げには住民生活も苦しい中ですので、一般会計からの国保会計への法定外繰出の対応等、できるだけ住民負担の軽減を望む意見が出されました。

次に、議案第11号です。黒潮町立児童館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてですが。

これは新しい条例により指定管理ができるようになっておりますので、設置条例から指定管理にかんする必要のない条文を削除すると。そういった改正条例の説明がありました。

この議案にかんして、委員からの質問や意見も出ませんでした。

次に、議案第14号、平成25年度黒潮町一般会計補正予算について、担当課長に説明を求めました。

予算書16、17ページをお開きください。

この歳出のうち、3款民生費の19節負担金補助及び交付金22万5,000円につきましては、この大方地区の錦野団地で、長年、あしながおじさんとして宅老所を開設しておられる方がおいでます。その宅老施設は今も1カ月に150人程度の利用者があつて、その利用者の一人につき、お弁当代程度の500円を4月から6月の3カ月間を補助するものです。そういった説明を受けました。

また、18 設備品購入費、保育園児送迎バスの購入費 402 万 9,000 円ですが、これは佐賀地区において今運行している送迎バス、現在の 29 人乗りから 14 人乗りに、ちょっと小さくなるんでしょうけれども新たに購入するものだと思います。これはただし、県の生活支援事業補助を当て込んでおりまして、この補助がない場合は中止するとの説明がありました。

民生費につきましても、委員からの質問や意見は出ませんでした。

続きまして、4 款 6 目環境衛生費について担当課長に説明を求めました。

この 17 節公有財産購入費 36 万 8,000 円は、太陽光発電事業を行うための用地購入費、JA からだそうです。それと 24 節、発電事業会社の設立出資金 1,278 万 4,000 円につきましては、そのことについて報告を受けました。この事業は、高知県の地域還流再生エネルギー事業の一つとして計画されております。

発電所予定地は、早咲地区にある長池奥という場所です。計画書では、想定する総事業費は 1 億 9,000 万円で、事業費の 20 パーセントを資本金 3,835 万円で賄い、残りの約 1 億 5,000 万円は金融機関からの融資によって資金調達を賄うことになっております。資本金は高知県、黒潮町、民間企業がそれぞれ 3 分の 1 の出資を原則としております。

現段階で想定してるスケジュールとしましては、まずこの議会でこの予算の承認、議決がされた後、まず高知県と発電事業にかんする基本協定を結び、8 月初旬に県がプロポーザルによる出資者となる県内の民間事業者を募集致します。9 月に事業者の決定を諮り、10 月には高知県、それと選ばれた民間企業、黒潮町の 3 者で協定を締結します。11 月に発電事業の概略設計を行い、四国経済産業局の設備認定、また四国電力との契約を経るようになっております。来年 1 月初旬に、平成 25 年度の買取価格の適用が決定するそうです。その 1 カ月後、2 月には 3 者で出資金を出し合い、会社を設立。3 月には工事着工し、順調にいけば半年後の 9 月完成後、売電開始になる予定が示されておりました。

まあ、これは本会議でも説明ありましたが、新聞に県西部新エネルギー参入できずとの記事がありました。この地域の変電所やすね送電所の容量が限界を超えてしまった状態になっているのではないかと、そういった予測を町としてはしております。幡多地域には幾つかの変電所があり、今回、黒潮町が計画の場所は中村変電所区域であり、三原村、大月町、土佐清水とは区域が分かれており、4 月上旬の情報では中村変電所区域および送電線には容量に余裕があるとの報告を県の方から受けているとの説明がありました。

また、一番の懸案事項でありますこの発電事業による黒潮町の収入は、20 年間で約総額 4,400 万円を見込んでおります。その内訳として、配当金が 1 年間に 42 万円、土地使用料 73 万円、固定資産税 96 万円、法人住民税 9 万円、合計が約 1 年間で 220 万円となっていることから、20 年間の累計で約 4,400 万円が見込まれております。この算定基準は高知県新エネルギー課が標準の基準で試算したものです。順調に運営できれば資本金の出資金ですか、1,278 万 4,000 円もこの 20 年間で返還されると、そういった計画が説明されました。

この説明を受けて委員からは、用地買収と、それから発電所場所は適正か。それから、資本参加する民間企業はどういった企業を選定基準とするのかといった質問がありました。

用地買収や発電所場所についての適正を確認するためにも、松田住民課長の案内で、委員会閉会後に委員全員と酒井議会事務局長とで現地視察を行いました。

また、資本参加する民間企業は、発電事業のメンテナンスができる事業であることを基本として県内から選ぶとのことでした。

続きまして、予算書 21 ページをお開きください。

10 款教育費について、教育長、また教育次長に説明を求めました。

2 目事務局費、8 節報償費 45 万円につきましては、東日本大震災の津波による死者、行方不明が 1,000 人を

超す釜石市で、小中学生は2,921人が津波から逃れた。学校にいなかった5人が犠牲となったが、99.8パーセントの生存率は釜石の奇跡といわれておると。その学校管理下にあった授業に限らず、下校していた子どもも多くが自分で判断して高台に避難した。この命を救ったのは、この数年の釜石市教育委員会が取り組んできた防災教育に尽きるのではないかと。

その指導に携わって、今も教師や児童生徒の意識改革に努めている、群馬大学の片田敏孝先生が黒潮町に来られると。防災教育研修会、講演会をする費用になっております。これ、1回目は10月5日土曜日ですけれども、9時から11時、あかつき館で行われるそうです。2回目として、11月12日火曜日、大方中学校防災教育講演会として、中学校体育館だと思んですが、10時半から12時まで。3回目に、11月12日の同日ですけれども、佐賀中学校防災教育講演会として、お昼1時半から3時までとなっております。なお、これとは別途に総務委員長の報告でもありましたけれども、総務課の方でも10月4日、これは黒潮町職員研修。それから11月11日、黒潮町町民大学ですか。その中でも講演されるそうです。

これを受けまして委員からは、その職員研修会場に一般の町民の参加は可能かどうかといった質問がございましたが、10月4日、その職員研修等は人づくり連合の補助を受けて行うために町民参加は難しいのではないかとといった返事がありました。教職員対象研修会、まあ中学校等でやられる研修会については一般の方の参加も可能としておりますので、そちらの方で利用してほしいと、そういった返事がありました。

最後に、4項5目図書館費です。11節需用費、修繕料166万1,000円は、あかつき館の浄化槽と発電機の修繕費ですが、建物全体に補修の必要箇所があり、今後は多額の修繕費が掛かるとの説明がありました。

そのほか、坂本教育長からあらためて伊田小学校の上川口小学校への統合について経過報告がありました。

委員からは、統合の問題については児童の教育環境を考え、双方の保護者、地元住民の理解があつてのことでしたので何ら意見もありませんでしたが、昨年、伊田小学校に整備した校舎から裏山に続く避難道を、これからは住民の使い勝手の良いものに見直すような意見が出ました。

以上が、本定例会において教育厚生常任委員会に付託された議案審査の内容でございます。

慎重な審査の結果、全議案を全会一致で可決すべきものとして決しました。

以上で報告を終わります。

議長（山本久夫君）

これで教育厚生常任委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで教育厚生常任委員長の報告に対する質疑を終わります。

これで各常任委員長の報告および各常任委員長の報告に対する質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに、議案第10号、専決処分の承認を求めることについて（平成25年度国民健康保険事業特別会計補正予算）の討論を行います。

反対討論はありませんか。

（なしの声あり）

賛成討論はありませんか。

明神君。

10 番（明神照男君）

私は今までこの保険の関係、保険料を上げるということについては反対してきました。

まあ今回なぜ賛成したかということは、課長から頂いた資料、まあ今までも出ておりますが、年々1億ぐらいの赤字になっておると。で、これは現実問題として、そしたらこれからも毎年毎年赤字になった分を一般会計で見ることができるかどうか。到底見ることできん問題やと思うがです。それが1点と。

それからもう1点は、西村委員長の報告にもありましたように、この保険の問題が今は町でやっている。それが、国の今の取り組みはもう県の単位でやろうというような形で進んでおるということについて、町で今までやっておった場合は、まあ自分らの中でどうしようかこうしようか、こうせないかんとかいう話ができたとと思うがです、県になるとそういうことはできんようになってくるがやないろうかと。

それでこれも自分何回も聞いていただくように、安倍首相から今の国会議員、国保のあれが上がったち困る人おらん。それから現実に関係者にここにおいでる皆さんにしても、前の方、国保の関係者おらんと思う。それから自分らにしても、おる人、関係のある人ない人あると思うがです、国保が上がったきいうて困る人は自分はおらんがやないかと思う。困るがはここにおいでん、まあ町で言うたら方々やと。

そうなったときに、自分これは前にも町長に聞いていただいたことあると思うがです、その委員会で自分、皆さん、委員の中で言わしてもらったことは、今まで自分らは執行部が出してくる。もうこれは認めないかねえ。けんどそんなこと言うたち、これこんなに上げてもらうたら困るきいかんねというレベルの話で、今までこの問題に取り組んできたと思うがです。まあ、この一般質問の中でも今防災で、防災関係の職員の皆さんは、まあ夜も寝んこたないろうけんど夜遅くまで一生懸命やっているというようなお話。自分らこの町で、この保険の問題についてそこまで協議うか検討うかしたこと、自分申し訳ないですけんど自分にはありません。

そういうことで自分は、これは委員会で自分言わしてもらったことは、防災、地震、津波、今町が取り組んじょうと同じくらいにこの問題は、これは町の中でもお互いが執行部とか議会とか何とかいうことやなしに、みんなでこれはどうしようかというような取り組みをせんといかんがやないろうかねえいう話を自分、委員会にも聞いていただいたことですが。

自分はそういうことで、そういうことを前提にして自分は賛成をさしてもろうちよります。そういうことで、町としてもそういう取り組みをまあせんといかんという思いの中での賛成です。

終わります。

議長（山本久夫君）

反対討論はありませんか。

（なしの声あり）

賛成討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで議案第10号の討論を終わります。

次に、議案第11号、黒潮町立児童館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

反対討論はありませんか。

（なしの声あり）

賛成討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで議案第 11 号の討論を終わります。

次に、議案第 12 号、黒潮町地域活性化事業基金条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

反対討論はありませんか。

(なしの声あり)

賛成討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで議案第 12 号の討論を終わります。

次に、議案第 13 号、黒潮町防災対策加速化基金条例の制定についての討論を行います。

反対討論はありませんか。

(なしの声あり)

賛成討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで議案第 13 号の討論を終わります。

次に、議案第 14 号、平成 25 年度黒潮町一般会計補正予算についての討論を行います。

反対討論はありませんか。

(なしの声あり)

賛成討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで議案第 14 号の討論を終わります。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

念のため申し上げます。この採決は賛成の方の挙手を求め、挙手されない方については反対と見なしますのでご了承願います。

初めに、議案第 10 号、専決処分の承認を求めることについて（平成 25 年度国民健康保険事業特別会計補正予算）を採決します。

本案に対する委員長の報告は承認です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 10 号は委員長の報告のとおり承認されました。

次に、議案第 11 号、黒潮町立児童館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 11 号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 12 号、黒潮町地域活性化事業基金条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 12 号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 13 号、黒潮町防災対策加速化基金条例の制定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 13 号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 14 号、平成 25 年度黒潮町一般会計補正予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 14 号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 3、議案第 16 号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてから、議案第 18 号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてまでを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（大西勝也君）

それでは、議案第 16 号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてから、議案第 18 号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてまでの提案理由の説明をさせていただきます。

まず議案第 16 号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてご説明させていただきます。

平成 24 年 12 月 31 日をもって、黒潮町佐賀 838 番地、山本規人権擁護委員が任期満了となっておりますが、同法 9 条により職務を遂行していただいております。その後任候補として、黒潮町佐賀 2648 番地、谷口明男氏を人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により人権擁護委員として推薦したいので、議会の意見を求めるものでございます。

谷口氏は昭和 25 年 6 月 10 日生まれで、長年町役場に勤務し人権問題の課題解決に取り組んでこられ、人権擁護に理解のある方でございます。町と致しましてはこういったことを踏まえ谷口氏が適任であると判断し、今議会に提案させていただきました。

次に、議案第 17 号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてご説明申し上げます。

平成 25 年 6 月 30 日をもって、黒潮町市野々川 219 番地、山下鹿男人権擁護委員が任期満了となります。その後任候補として、黒潮町不破原 134 番地、大塚一福氏を人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により人権擁護委員として推薦したいので、議会の意見を求めるものでございます。

大塚氏は昭和 27 年 8 月 18 日生まれで、谷口氏と同様に長年町役場に勤務され人権問題の課題解決に取り組んでこられ、人権擁護に理解のある方でございます。町と致しましてはこういったことを踏まえ大塚氏が適任であると判断し、今議会に提案をさせていただきました。

次に、議案第 18 号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてご説明申し上げます。

平成 25 年 6 月 30 日をもって、黒潮町奥湊川 3140 番地 1、田辺孝人権擁護委員が任期満了となります。その

後任候補として、黒潮町入野 3065 番地、廣井雅人氏を人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により人権擁護委員として推薦したいので、議会の意見を求めるものでございます。

廣井氏は昭和 26 年 11 月 11 日生まれで、長年にわたり小学校の先生としてご勤務され人権課題解消に努力を重ねてこられ、人権擁護に理解のある方でございます。町と致しましてはこういったことを踏まえ廣井氏が適任であると判断し、今議会に提案をさせていただきました。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（山本久夫君）

これで提案理由の説明を終わります。

お諮りします。

ただ今議題となっております議案については、会議規則第 38 条第 2 項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。また、本案件は人事案件です。慣例に従い、質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。

従って、委員会付託、質疑、討論を省略し、直ちに採決に入ることに決定しました。

これから採決を行います。

この採決は無記名投票をもって行います。

議場を閉鎖します。

ただ今の出席議員は 15 人です。

会議規則第 31 条第 2 項の規定により、立会人に 2 番小永正裕君、5 番亀沢徳昭君を指名します。

初めに、議案第 16 号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを採決します。

投票用紙をお配りします。

投票用紙の配付漏れはございませんか。

（なしの声あり）

配付漏れなしと認めます。

投票箱をあらためます。

小永君、亀沢君は、投票箱の確認をお願いします。

異常はありませんか。

（なしの声あり）

異常なしと認めます。

念のため申し上げます。本案は原案のとおり谷口明男君を適任とすることについて、賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願います。投票中、賛否を表明しない投票および賛否が明らかでない投票は会議規則第 83 条の規定により否と見なすこととなりますのでご了承願います。

1 番議員から順次投票を願います。

投票漏れはありませんか。

（なしの声あり）

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

小永君、亀沢君、立会いをお願いします。

開票の結果を報告します。

投票総数 15 票。

そのうち、有効投票 15 票、無効投票ゼロ票です。

有効投票のうち、賛成 15 票、反対ゼロ票。

以上のとおり賛成全員です。

従って、議案第 16 号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、原案のとおり谷口明男君を適任とすることに決定致しました。

次に、議案第 17 号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを採決します。

投票用紙をお配りします。

投票用紙の配付漏れはございませんか。

(なしの声あり)

配付漏れなしと認めます。

投票箱をあらためます。

小永君、亀沢君は、投票箱の確認をお願いします。

異常はありませんか。

(なしの声あり)

異常なしと認めます。

念のため申し上げます。本案は原案のとおり大塚一福君を適任とすることについて、賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願います。投票中、賛否を表明しない投票および賛否が明らかでない投票は会議規則第 83 条の規定により否と見なすこととなります。

1 番議員から順次投票をお願いします。

投票漏れはありませんか。

(なしの声あり)

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

小永君、亀沢君、立会いをお願いします。

開票の結果を報告します。

投票総数 15 票。

そのうち、有効投票 15 票、無効投票ゼロ票です。

有効投票のうち、賛成 14 票、反対 1 票。

以上のとおり、賛成多数です。

従って、議案第 17 号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、原案のとおり大塚一福君を適任とすることに決定致しました。

次に、議案第 18 号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを採決します。

投票用紙をお配りします。

投票用紙の配付漏れはございませんか。

(なしの声あり)

配付漏れなしと認めます。

投票箱をあらためます。

小永君、亀沢君、投票箱の確認をお願いします。

異常はありませんか。

(なしの声あり)

異常なしと認めます。

念のため申し上げます。本案は原案のとおり廣井雅人君を適任とすることについて、賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願います。投票中、賛否を表明しない投票および賛否が明らかでない投票は会議規則第83条の規定により否と見なすことになります。

1番議員から順次投票を願います。

投票漏れはありませんか。

(なしの声あり)

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

小永君、亀沢君は、立会いをお願いします。

開票の結果を報告します。

投票総数 15 票。

そのうち、有効投票 15 票、無効投票ゼロ票です。

有効投票のうち、賛成 15 票、反対ゼロ票。

以上のとおり、賛成全員です。

従って、議案第 18 号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、原案のとおり廣井雅人君を適任とすることに決定致しました。

議場の出入口を開きます。

日程第 4、議案第 19 号、黒潮町職員の給与の臨時特例に関する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長 (大西勝也君)

それでは議案第 19 号、黒潮町職員の給与の臨時特例に関する条例の制定についてご説明申し上げます。

この制定につきましては、国より国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律に基づく国家公務員の給与減額支給措置を踏まえ、各地方公共団体において国に準じた措置を講ずるよう要請があったことを受けて、黒潮町特別職および職員の給与減額措置を行うものでございます。

内容と致しましては、行政職給料表および技能職給料表の適用を受ける職員に対し 2.3 パーセントから 6.3 パーセントの減額、および期末勤勉手当を管理職 2 パーセント、その他職員を 1 パーセント減額するものでございます。

また特別職の職員につきましては、現在実施している減額率に町長は 10 パーセントを上乗せし 20 パーセントに、副町長および教育長は 5 パーセントを上乗せし、それぞれ 10 パーセントとするものでございます。

実施期間につきましては、平成 25 年 7 月から平成 26 年 3 月までの 9 カ月間に限って行うものとさせていた

だいております。

これにより現時点の試算は、職員の給与が2,803万4,000円、手当が158万円、特別職が119万2,000円の減額となり、合わせますと3,080万6,000円の減額となる見込みでございます。ちなみに対象職員は200人で、職員一人当たりの削減額は平均約14万8,000円となります。一方、地方交付税の減額分は3,100万円程度となる見込みでございます。

続いて、この給与減額措置に至った経緯をご説明申し上げます。

国家公務員においては、国の厳しい財政状況および東日本大震災に対処する必要性にかんがみ、一層の歳出削減が不可欠であることから、平成24年4月から2年間、給与の特例的な減額措置、いわゆる給与カットが実施されているところでございます。こうした国家公務員の措置を念頭に、政府において平成25年1月24日に、地方において喫緊の課題となっております防災・減災事業の加速化、一層の地域経済の活性化に迅速に対応するためにも、平成25年度における地方公務員の給与について速やかに国に準じて必要な措置を講ずるよう要請するとの閣議決定が行われました。また、政府はこの決定と併せて、地方自治体の固有財源である地方交付税を地方と十分な協議を行わないままに一方向的に削減をする方向性を示し、この3月29日、国会において地方交付税法の改正が行われました。地方公務員の給与は各自治体が自主的に定める条例により決定するものであり、こうした地方に対する要請は地方分権の精神から逸脱したもので断じて許されないものであり、地方6団体も反対をしているように私も国へ強く抗議を行ったところでございます。

しかしながら、現実の問題と致しまして地方交付税が削減されることに伴う町財政への影響と、津波想定高日本一の町として全国的にその支援を仰がなければならない現状をかんがみれば町財政への影響等を考慮する必要があり、今回町と致しましてもこの要請の趣旨を考慮し、給与の減額措置を行うこととさせていただきます。

また、今回の減額措置により生じた貴重な財源につきましては、職員の生活費の一部であることもかんがみ、南海トラフ巨大地震対策の中でもとりわけ地域住民の生活に密着した支援が届けられるよう活用していきたいと考えております。

なお、本来でございましたら条例とセットで補正予算書を提案すべきところでございますが、事務作業の関係で9月以降に調整をさせていただきたいと思っておりますので、ご理解いただきますようお願い致します。

以上、提案理由の説明を終わりますが、この後総務課長に補足説明をさせますので、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（山本久夫君）

総務課長。

総務課長（武政 登君）

それでは、私の方から議案第19号についての補足説明をさせていただきます。

議案書の6ページをお開きください。

第1条はこの条例の趣旨を説明したものでございまして、国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律に基づく国家公務員の給与減額支給措置を踏まえ、平成25年7月1日から平成26年3月31日までの特例期間における職員の給与を減額するため、黒潮町一般職の職員の給与に関する条例等の特例を定めると規定したものでございます。

第2条は給与条例の特例を定めたものでございまして、第1項では黒潮町一般職の職員の職務の級別に各号で減額率を表してございまして、1としましては、その職務の級が2級以下の職員、100分の2.3。2.3パーセ

ントでございます。

以下、パーセントでのご説明をご了解願いたいと思います。

2と致しまして、その職務の級が3級の職員は4.3パーセント。3、4級および5級の職員は5.3パーセント。4、その職務が6級の職員は6.3パーセントをそれぞれの給料月額に乗じて得た額を減ずると定めたものでございます。

第2条第2項では、期末勤勉手当の額から各号に定める額に相当する額を減ずるとしたものでございまして、1、期末手当は当該職員が受けるべき期末手当の額に一律1パーセントを乗じた、得た額でございます。そしてカッコ内は6級の職員を規定してございまして、こちらは一律2パーセントを乗じて得た額を減ずるという規定でございます。

2、勤勉手当についても期末手当と同様の措置を講ずることと致しておりまして、1級から5級までの職員は一律1パーセント、6級の職員は2パーセントでございます。

第3条では、黒潮町企業職員の給与の種類及び基準に定める条例の特例ということで、黒潮町企業職員とは水道事業会計の職員のことでございます。水道事業会計の職員の給与条例を別に定めてございますが、本第2条と同様の特例措置を施す旨を定めたものでございます。

第4条は黒潮町特別職の職員の給与の特例に関する条例の特例を定めたものでございまして、この特例期間における減額率を役職ごとに定めたものでございます。

まず、黒潮町特別職の給与の特例に関する条例第2条第1項は町長の給料の月額の減額率を定めたものでございまして、現行の100分の10とあるものを100分の22ということで、先ほど町長の提案理由でご説明を致しましたように、現行に10パーセントを上乗せし20パーセントに相当する額にするということでございます。同条第2項では副町長を、また同条例第3条では教育長を、それぞれ現行の100分の5とある減額率を100分の10に。つまり5パーセントを上乗せ致しまして、10パーセントに相当する額にするというものでございます。

そして議案書は7ページの第5条では、この条例の規定によって減ずる額の端数調整を定めてございます。

以上、ご審議をよろしくお願い致します。

議長（山本久夫君）

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

議案第19号、黒潮町職員の給与の臨時特例に関する条例の制定についての質疑はありませんか。

矢野君。

7番（矢野昭三君）

これは、こんな条例をいきなり出してきてね、これ、やられたら困りますね。

それとね、この条例第何条いうて書いちゃうけど、これがね、頭で覚えちゃう職員どればあおるろうに、こん中で。絶対、みんなよう言わんと思いますよこれ。だからこれはね、根拠条文を同時にね資料として出してもらわな困りますねこれ。

多分、総務課長、これ全部よう言いますか。この何条に何を書いちゃういうことを。給与条例。分からんでしょう。覚えちゃう道理がない、誰っっちゃこんなもん。それをね、いきなりこれね議決してくれじゃ言う方がおかしい、これは。

ちょっとね、今から休みにしてもろうてね、ちゃんと条例をね、根拠条例示してくださいや。資料を出してください。その上で、こうするんだというようにすべきです、これは。乱暴ですよ、この出し方は。私も、国

のこういったやり方はね嫌いです。嫌いやけど、それはやはりこれ住民に対して、町民に対してちゃんと説明をしていただきたい。大変悔しいけれども。国に対してはそれは悔しい思うちよりますよ。だけど、それをね、こういう形でやられると困る。

特別職にしてもよ、これ第何条いうて書いちゅうけんどもね、その文言が全然分からない。全体が分かった上で、ここはこう直しますよというもんが必要ながですよ。

それと、町長のこの減額が妙に大きいように思うけんども、その根拠がよく分からないですね。そういったことを踏まえてですね。

それと、国がじゃあ一体どればあ減額したのか、一人の職員にしたら。黒潮町の職員じゃなしに国が下げたから、我々の黒潮町が下げるんやったら、じゃあ国はよ、一体一人当たりどればあ下げたのか。それは、国よりか黒潮町が多いか、少ないか、一緒なのか。それらもですね、これ分からないですね。

私はね、仕事に対してはねごんごんやって下さいよいうて、いつも厳しいことを言いますよ。だけどこういった問題についてはですね、やはりもうちょっと町民に聞かれても分かるように。それで職員も納得が100パーセントいかなくてもですね、ああ、こういうことだからこうだというようなものを議会、議員に対してもやっていただかないと、これ、ただ単に減したいうだけではよね、私は駄目じゃないかなあと。やっぱり減額しても、国の職員もこればあ減額されちゅうんです。我々も、まあやむを得んかなという線になるのか。

ぜひですね、この資料をですね出してください。もうちょっと分かるように。条文のこの何条にいうて書いちゅうけんども、条文の何条いうものが分かってないと思いますよ、ほとんど人が。これ、覚えちよったら大したもんじゃ。

以上です。

議長（山本久夫君）

副町長。

副町長（植田 壯君）

この議案の提案につきまして大変遅くなったということは申し訳ないというふうに思っています。そのためにですね、協議会等から追加で出さしていただくということで説明もさしていただきましたけども、内容的にはなかなか説明できてませんでした。

その内容につきましてはですね、職員組合と金曜日まで最終的に調整しておりますので、なかなかその具体的がですね部分が出せないということで、こういう提案ということになっております。

なお、資料等につきましてはですね、なかなか出せいうてもすっとは出せんがですけども、基本的には国の減額率よりか下回っておるといふふうに認識をしていただきたいと思います。

以上でございます。

議長（山本久夫君）

矢野君。

7番（矢野昭三君）

その昼から、ここの例えば2条ですかね。その2条にかんする部分。第3条とか第1項にとかいう部分もあるけんども、そのへんの条文をこうずうっと出していただかないといかん。

それから、企業職員も一緒ですよ。一緒やし、特別職にしても、第何条の規定の適用についてはいう、それだけしかないわけよね。じゃき、そこの議案として出す分はそれであっても、その前後が分かる2条は何を書いちょうのか、3条は何を書いちょうのか、分かるものを出してもろうた上でこれを出していただきたいわけ。まあ、よく、ようやりようでしょう。あの改正前、改正後とかいような形でこう今まで出してきておりました。

たが、まあそういったような形のもんでも出していただきたいわけでございます。

これは午後に出してくれるということは間違いないですね。

議長（山本久夫君）

副町長。

副町長（植田 壯君）

この条文にはですね、そういう形でまあ、給与条例第3条の1項とかにいろいろ掲げてございますけれども、基本的にはですね、先ほど町長が説明した内容でございまして、まあ複雑な部分にはですねそんなにはないというふうには踏まえてもらえますけれども。

先ほど町長とですね総務課長が説明したように、いわゆる職員の給与の減額と期末勤勉手当の減額、併せて執行部、三役のですね減額ということでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

議長（山本久夫君）

矢野君。

7番（矢野昭三君）

いやいや、ご理解言われてもね、分からないから出してくれますかということをお願いわけよ。ほかの皆さんは知らんけど、私はそれほど記憶力がよろしくない。

で、町長が20ですか。ほかは、3条は100分の10ですか。この違い、根拠はどこにあるのかという僕は最初に聞いちゃうけど、それはどがんなっちゃうがですか。これ大体、3回目にわし立てっちゃうがじゃけど。

4回目ないがやきね、この話は。この場については、

それ、どうなるんですか。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

まず、町長の10パーセントの上乗せの根拠でございますけれども、数字に対する根拠というのはございません。しかしながら、職員給与の削減を見ていただくと分かりますように、課長職にも大変厳しい減額措置となつてございまして、トップとして自ら範を示すということが必要であろうかと思つてございます。その差をつけさせていただいたということでございます。

（矢野議員から「いやいや、ちょっと待って。副町長がそれをさっき言いよった、あの」との発言あり）

議長（山本久夫君）

暫時休憩します。

休 憩 11時 46分

再 開 12時 02分

議長（山本久夫君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

議会運営委員会の結果の報告を、議会運営委員長、小松委員長より報告をお願いします。

議会運営委員長（小松孝年君）

ただ今、矢野議員の方から資料の提供の請求がありまして、議会運営委員会を開きました。

町の給与条例の部分はですね、この本日提案する議案は前もって全員協議会の方で発表しておりましたので、そのへんはですね給与条例のそこは見ておいてほしいなという話もありました。

それから、その中にですね、国との比較がちょっと分からないという部分がありました。やはりそのへんも、

ちょっと先ほどの説明の中で答弁ありましたけれども、まだ正確な答弁がなく、まあ、ある程度、若干低いというふうな答弁しかありませんでした。そういった資料がですね、やはりこの議案の採決するにはちょっと判断材料が欲しいということで、まあお昼休みもあります。

ほんで、町の条例については昼休みの間に議員の皆さんにももう1回確認しておいていただくことと。

それから執行部の方にはですね、このお昼休みの間にその国との比較の部分の資料を求めてですね、それで午後、ただ今から多分議長、お昼休みの宣言してくれると思いますけれども。13時30分よりですね、まず全員協議会をその資料を基に1回開いてですね、それが終了次第本会議に移るというふうな決定に至りました。

議長（山本久夫君）

議会運営委員長の報告を終わります。

暫時休憩します。

休 憩 12時 04分

再 開 13時 50分

議長（山本久夫君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第19号、黒潮町職員の給与の臨時特例に関する条例の制定についての質疑を続けます。

ほかに質疑はありませんか。

藤本君。

9番（藤本岩義君）

先ほどの議員協議会での説明でラスパイについては分かりましたが。

1つお伺いしたいですけど、3月31日までということになってまして、今度退職される職員がおるとしたらですね、この一生もろうていくであろう年金、それから一時金である退職金等の影響が一時的に出るということになってくると思うんですが。

ちょうどそのときに在職する方というか、退職される方の部分の影響はどんなような状態になるんですかね。

議長（山本久夫君）

暫時休憩します。

休 憩 13時 51分

再 開 13時 53分

議長（山本久夫君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

総務課長。

総務課長（武政 登君）

すいません、お答えします。

退職金の影響はございません。この条例は新しく条例を制定するものでございまして、退職金は現行の制度で算定しますので退職金の影響はございません。

以上でございます。

議場から何事か発言あり

年金も同じでございます。

以上でございます。

議長（山本久夫君）

ほかに質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで議案第19号の質疑を終わります。

お諮りします。

ただ今議題となっております議案については、会議規則第38条第2項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

従って、本案は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

議案第19号、黒潮町職員の給与の臨時特例に関する条例の制定についての討論を行います。

反対討論はありませんか。

宮地さん。

6番(宮地葉子さん)

私はこの議案に反対します。

というのはですね、公務員の給与というのはもう人事院勧告で決めるというのが筋ですので、その制度そのものを無視してると思います。そしてね、地方自治や地方分権の精神にも反すると、そういうふうに思います。

防災というのは国の仕事ですし、国民がね安全で安心に過ごせるようにする、それは国の仕事です。復興予算も流用されてるのがマスコミでずっと放送ありましたが、本当に心を込めてですね復興支援に取り組むんであったらそういう流用なんかあってはならないと、本気なんだろうかという声が被災地の方からも聞こえてくるぐらいですね、その点についてはずさんではないかなと私は思います。

今日の朝日新聞の一面にもありましたけどね、これは復興予算ではありませんけど。福島原発事故があって、原発の広告料といますか、それに24億だか2年間で使われてたと、国が使ってた。それはほとんど7割近くが天下りの会社に行ってた、そういうふうな方向もあって。ほんとにこの事故のことを、こういう震災について国が本気で取り組むんだったらね、もっとそういうところにメスを入れていかなきゃならないんじゃないかなと、私は思います。

今、公務員バッシングっていうのがほんと世の中ではやっておりますけども、この住民の安全、安心ね、その震災対策、防災対策についてね、地方公務員のね、なけなしの給料まで削って、平均14万でしたか。それだけ削ってね、そういうところに充てるっていうのは、ほんとはいかがなものかなと思うんです。

今、アベノミクスで何か景気が高揚してるとかいろいろ言いますが、本来、公務員さんの給料を削っていくと、だんだん順々に下の方の給与まで反映してきます。国民のね、働く人の給与を上げない限り、景気は回復しないと私思うんです。で、景気が回復するっていうのは内需の拡大ですから、給与をこうして下げていくということは国民全体にとっても、ひいては国全体にとってもね、いいことじゃないと思うんです。

ですから、私はこの今回の議案については反対です。

議長(山本久夫君)

賛成討論はありませんか。

(なしの声あり)

反対討論はありませんか。

藤本君。

9 番 (藤本岩義君)

私も宮地議員が言われたことも一部ありますが、今、アベノミクスといいますか、国民の総所得を 10 年で 150 万ぐらい増やすとか、各企業は給与を上げてくださいということが国から出されております。非常にそのことと矛盾もしておりますし、特にこの地方の場合はですね、町の職員の給与体系、あるいは給料表が、社会福祉協議会や JA や森林組合その他の所にもものすごく影響しておると思います。それを参考にできておる、給料表を参考にしておる所もございますので。

特に、それを含めて建設作業員といいますか普通土工の分もできるだけ値上げをするようにということで見直しも図られておるようなときにですね、そのまま置くのであれば私は問題ないと思うんですけども、こういう上げないかん上げないかんいうムードのときにですね、特にこの地方の黒潮町の経済も影響してくるであろう町の職員のですね給与を下げるということは、私は職員の士気にも影響すると思います。

特に、黒潮町の場合は 34.4 メートルの津波が来るということで、職員には非常にご無理を言うておると思います。この間の一般質問でも言いましたが、何言いますか時間外も出さずにですね、サービス残業じゃないとは言いますが、残っていただいて仕事をしておる。そんな職員の姿を見たときにですね、私はこれは他町村がいかにか言うたとしてもですね、やはり黒潮町はですね、高知市の大きい所でもまだ今実態が分からん。見直すときはまた向こうにするということで、今議会にも高知市は見送っておるようですし、一番高知県内で大きいその高知市でさえそういう形をしております。

私はそういうところの観点からですね、総務省のペナルティーがあるかないかはちょっと分かりませんが、黒潮町の経済を考えたときにやはりちょっとでも職員のですね給与を下げずに。できるだけその代わりにですね、やはり町内で買い物などをしてほしいというように要望していくのが妥当だと思いますので反対します。

議長 (山本久夫君)

賛成討論はありませんか。

下村君。

15 番 (下村勝幸君)

この件についてですね、先ほどの議員協議会でも説明受けましたけど、まあ自分個人的には、やはり地方のこうやって職員の給料を削減するというところについてはですね大変厳しいことでもあるし、ほんとは進めるべきことではないと思いますけど。

やはり国レベルのこの給与削減してきたら、どうしてもそのラスパイレスの部分で国レベルのその 100 を超えてしまうという形がやっば出てきますし、そこはやっばどうしても今回バランスを取ってということの趣旨説明もあったようにですね、国のレベルのそのラスパイレスをぎりぎり切ってくるぐらいの数字でですね今回執行部の方で考慮され、最低ラインとしての数字が出てきたものとしてですね、これはもう致し方ないというところで賛成の意見としたいと思います。

議長 (山本久夫君)

反対討論はありませんか。

明神さん。

10 番 (明神照男君)

私は、今、国もインフレにせないかんというときによね、給料下げるとのはね矛盾しちゃうと思うがです。

本来やったらよ、20年続いたというねデフレのときに下げないかん。これは。公務員はよ、デフレのときはね給料下げられる心配ひとつもない。その代わり民間はよ、不景気や不景気や言うてよね、嫌でも働きの所得が落ちちやうがやきよ。本来やったらそのときにこそ下げて、それから今度インフレなる。インフレなったらね、民間の給料は一般論で言うたら上がるがやき、これは。その民間の給料が上がろうとするときに公務員の給料を下げるというのがね、自分矛盾しちやう思うがです。

ただ先ほどの説明、それから賛成議員の下村議員のご意見のようによね、町に金がかんがやきよね、これ言うたら。ほいたら、どっかを絞らないかんという問題も出てくるという部分もあって。ほんで、まあ全く自分矛盾したようなこと聞いてもらいますけどんね、自分基本的なところで、目の前の問題をどうするかということも大事です。しかしよ、基本のところでよ、10年、20年の間のところで考えないかん部分もあると思う。自分、給料の問題。

ほんで自分はこれがよね、安倍さんになってインフレインフレ言わんときのデフレのとき出てきちやうがやったら自分賛成さしてもら。けんど、今はおかしい思うき。ほんで自分は反対です。

議長（山本久夫君）

賛成討論はありませんか。

西村君。

3番（西村将伸君）

私の方は賛成討論させていただきますけども。

下村議員がおっしゃったラスパイレス指数もそうですけれども、この国の国家公務員の7.8パーセントの下げというのは東日本大震災への財源の一部に充てがいたいと、そういったことの関連のことです。

また、今回町長が出されたこの給与下げの問題は、このラスパイレス指数とかそういった問題でもなくて、この3,800万ですか、浮く財源を元にしてこの黒潮町の防災対策、そういったものに使われるということだろうと思うんです。そういった目的を持った下げであれば、私は住民がこのことの結果をどう感じるか。私はその方が大事だろうと思っております。

そういった理由で賛成を致します。

議長（山本久夫君）

反対討論はありませんか。

坂本さん。

4番（坂本あやさん）

私も何かずっと減給には反対してきたような気がするんですけど、今回の減給については少し今までと違うかなと思ってるんですけども。

いろんな理由はあるにしても、今の黒潮町の現状を見ると、やはりこの給料を下げるということが私にはやっぱり判断をしかねるというふうに思います。まあいろんなところで本当に大変な時期を黒潮町は迎えていますので、町長はじめ執行部の皆さんが一生懸命本当にやったださってる時期にそういうことをするということが本当に、決断することが私は議会としていいのかということを感じてます。

確かに、国の方は地方分権と言いながらですね、やはりこうした形で地方の給料にまで言及してくるということはですね、やっぱり執行部としては反対しがたいことかもしれませんけれども、私たち議員としてはですね、この地方の思いというのをやっぱり挙げていくべきだと思うので、私は今回、この減給については反対致します。

議長（山本久夫君）

賛成討論はありませんか。

(なしの声あり)

反対討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

この採決は起立によって行います。

念のため申し上げます。この採決は賛成の方の起立を求め、起立されない方については反対と見なしますのでご了承願います。

議案第 19 号、黒潮町職員の給与の臨時特例に関する条例の制定についてを採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

起立少数です。

従って、議案第 19 号は否決されました。

日程第 5、議員提出議案第 29 号、日本政府に核兵器全面禁止のための決断と行動を求める意見書についてを議題とします。

なお、提案説明者は意見書を簡潔に要約して提案をしてください。

それでは、提案趣旨説明を求めます。

提案者、宮川徳光君。

12 番 (宮川徳光君)

では、日本政府に核兵器全面禁止のための決断と行動を求める意見書について提案を致します。

まずその意見書をお手元に配布しておりますけども、文言の訂正が 2 カ所ございます。まずもって訂正させていただきたいと思います。

意見書の上から 3 行目右の方にですね、NTP と記載しておりますが NPT の間違いです。

それから下の端、その実現のために行動をと記してありますけども、その実現のための行動。にを、のに訂正してください。

以上、2 点です。

では、意見書を読み上げて提案致します。

日本政府に核兵器全面禁止のための決断と行動を求める意見書。

2010 年 5 月の核不拡散条約、NPT 再検討会議は、核兵器のない世界の平和と安全を達成することに合意し、すべての国家は核兵器のない世界を達成し維持するために必要な枠組みを築く特別な努力をする必要があると強調した。

次回、2015 年 NPT 再検討会議を前に、今、世界のすべての国の政府と国民社会には、この目標を現実に変えるために協力し行動することが強く求められている。しかし、それから 3 年になる今も、核兵器のない世界を達成する道筋はなお見えていない。米ロ間の合意を含め一定数の核兵器が削減されたとはいえ、世界にはなお 1 万 9,000 発の核兵器が貯蔵、配備され、他方では朝鮮半島をめぐる現在の緊張に見られるように、新たな核開発の動きが続いている。意図的であれ偶発的なものであれ、核兵器が使われる危険は現実には存在している。

この状態を打開し核兵器をなくすためには、国際社会が一致して核兵器を全面的に禁止する以外に方法はない。国際司法裁判所も断じたように、核兵器の使用は国際人道法の原則と規則に反するものであり、世界で唯

一国民が核の惨禍を体験した日本には、核兵器の非人道性を訴え全面禁止を主張する道義的根拠と重い責任がある。今、核兵器を持つわずかな数の国が決断すれば、核兵器全面禁止の必要を一致して確認でき、その上に核兵器禁止条約の交渉を開始できる条件が生まれている。この決断と行動を遅らせることは、第二、第三の広島、長崎につながる危険を放置することになる。

さらに、北朝鮮の核開発をめぐる軍事的緊張が高まっている中で、国際紛争の解決手段としての武力行使と威嚇を憲法で放棄した日本が核兵器全面禁止のために行動することは、北朝鮮の非核化、日本と東アジアの平和と安全を促進する上でも極めて重要である。

これらのことから、2015年NPT再検討会議に向かって核兵器のない世界への行動が直ちに開始されるよう、第3回準備委員会をはじめ核軍縮、廃絶と安全保障にかかわる諸機関で日本政府が目標を分かち合う多くの国々と協力し、核兵器全面禁止条約の必要性とその実現のための行動を提起するよう要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成25年6月17日、黒潮町議会。

提出先は、内閣総理大臣、総務大臣、外務大臣となっております。

以上です。

議長（山本久夫君）

これで議員提出議案第29号の提案趣旨説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで提案者に対する質疑を終わります。

お諮りします。

ただ今議題となっております議案については、会議規則第38条第2項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。

従って、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

議員提出議案第29号、日本政府に核兵器全面禁止のための決断と行動を求める意見書についての討論を行います。

反対討論はありませんか。

（なしの声あり）

賛成討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

念のため申し上げます。この採決は賛成の方の挙手を求め、挙手されない方については反対と見なしますの

でご了承願います。

議員提出議案第 29 号、日本政府に核兵器全面禁止のための決断と行動を求める意見書についてを採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

挙手全員です。

従って、議員提出議案第 29 は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休 憩 14 時 14 分

再 開 14 時 21 分

議長（山本久夫君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 6、黒潮町議会活性化特別委員会委員長の報告についてを議題とします。

委員長の報告を求めます。

議会活性化特別委員長、西村將伸君。

議会活性化特別委員長（西村將伸君）

では、黒潮町議会活性化特別委員会の報告を致します。

黒潮町議会活性化委員会は、地方分権の流れの中で住民の意思を代表する議会として、住民意識の多様化、行政運営の変化に対応するため議会機能を時代に合わせて検討し、充実、発展させていく必要があるとの認識の下で、平成 23 年 6 月定例会において設置されました。

当委員会は 25 年 5 月までに 8 回の検討会を開催し、その検討結果を議長に報告致しました。そこで、今定例会において 2 年間の特別委員会活動が終結するに当たり、活性化の検討課題としながらも検討し切れない部分も残された状況にありますけれども、活性化の主要な項目について検討した概要を報告致します。

まず、議会改革の必要性についてであります。

平成 18 年の 5 月、北海道栗山町議会で全国初の議会基本条例が作られて以来、全国的に地方議会は栗山町にならった条例化に取り組み、議会の活性化を目指す自治体が全国的に増えてきております。

こういった地方議会を取り巻く近年の動きを踏まえて、当委員会では議会改革を目に見える形にするために議会基本条例制定と議会報告会の開催について、早くから取り組んできた県下の町村を参考にしながら多くの時間を費やし、検討、協議をしてまいりました。

その結論として、先進地の事例を検証した結果、この条例が機能している議会や、また条例を作っても機能が乏しい議会もあることなど、現時点の黒潮町議会で議会基本条例を設置したとしても形だけになる恐れがあるとの意見が多く出され、実効性の面から議会基本条例への取り組みは今後の検討課題とすることになりました。

次に、議会報告会についてですが。

町民にとって身近な議会を実現するために、住民との対話の場や住民参加の機会を設け、住民の意見を聞き取りすることや直接住民に議会の情報を公開していくことへの取り組みについて、その必要性を訴える意見があり協議致しました。その協議結果は、先進地が取り組んでいる報告会や意見交換会の状況では、人を集めるために大変苦慮している点や、行政への要望が多く出されるけれども議会には執行権がないといった課題が浮上し、そういったことを理由に、実施しても本当に満足できる成果が得られるのかどうかといった疑問の意見が多く出されました。

また、議会情報の提供については、既にケーブルテレビの議会中継や議会の傍聴、ホームページや議会広報紙等により議会活動状況は住民に知っていただける機会はあるとの意見から、地域住民への意見については各議員が独自の活動の中で集めるものとし、議会報告会が必要であれば拒むものではありませんけれども、現時点での議会報告会には必要はないとの結論に至りました。

しかし、議会の情報公開に取り組むに当たって、今後は定例会のみならずほかの議会情報についてもケーブルテレビおよび広報紙等を活用し、さらに町民への情報伝達を充実させ、きめ細かな内容が提供できるよう今後検討していくことと致しました。特にケーブルテレビを活用した議会番組の制作が委員から提案されまして、今後実施の方向で検討することとなりました。

そのほか、議員の一般質問に対して執行部が逆に質問できる反問権のことや、一般質問通告書の内容をできるだけ分かりやすくすること、また、複数の議員から同じ質問が提出された場合への対応など、一般質問の在り方について確認し合ったところでもあります。

さらに、議会側からの要請でいつでも議会を開くことができる通年議会等のことが協議されてきましたけれども、これまで同様に先例や慣例、申し合わせ事項に基づき議会運営をしていくことと致しました。

以上が、活性化委員会で協議検討された結果であります。

なお、詳しい内容については議員にお配りした議会録、報告書にまとめてありますのでご参照してください。

最後に、今回の活性化委員会の協議結果をすべてとせず、今後ともさらなる黒潮町議会の活性化のために、新たに検証すべき点も含め引き続き議会運営委員会等で協議を深めることを委員全員で確認致しましたので、申し添えます。

なお、この間ご指導や助言、資料提供をいただいた四万十町議会をはじめ県下の各町村議会に心より御礼申し上げます。黒潮町議会活性化委員会の委員長報告と致します。

議長（山本久夫君）

これで委員長の報告を終わります。

これから、委員長の報告に対する質疑を行ないます。

質疑はありませんか。

明神君。

10 番（明神照男君）

委員長にちょっとお聞き致します。

議長（山本久夫君）

明神さん、明神議員は委員です。

10 番（明神照男君）

違うもん。

言うつもりなかったけど、この委員会ができたときの新聞社の記者が、明神さん、おまんどうして入らんがいうて聞く。あていの言うことはうんいう話にはならんき、ほんで入っちゃらんいうて自分入らざった。

そこで、ほんでこの報告書を見せていただいたら、最後の委員会が25年の5月31日に持たれちゃうわけですわね。開催日が25年5月31日にね。ほんでね、自分このときよ、別に報酬下げることが活性化につながるかどうかはともかく、先ほどの自分ら審議したあの議案第19号、職員のこの給料の問題がもう既に、もうそれ以前に国の問題出てきちゃった。ほんで自分この5月の31日に、これは職員も報酬を下げるというようなあれが流れが出ちよるきに、自分らも報酬下げないかんがやないやおかいう話が出ざったやおかどうやおか。

ほんで自分ね、先に反対さしてもろうたがもよ、自分らのがなんちゃせんずつ職員によ報酬を下げるという

とくに抵抗もありました。ほんで、そういう話が出たが出ざったお聞きします。

議長（山本久夫君）

委員長。

議会活性化特別委員長（西村将伸君）

活性化委員会の中で議員定数のこと、それから報酬のこと、この話も出ました。一部ですね。

ただ、この議員定数削減することが、果たしてそのことが活性化につながっていくかどうか。そういった意見もありまして、ただそのことを詰めるというところまではこの活性化委員会ではありませんでした。

実際に職員給与の下げというのは、その会までに私たちの中には情報を誰も持ってませんでしたので、特別そのことは議題に挙がりませんでした。

議長（山本久夫君）

明神君。

10 番（明神照男君）

今、委員長ご報告の中でね、自分そのことも全員協議会のときに聞こうと思よかったがでした。

ほんで執行部はよ、この 19 号の議案について審議しよう。ほんでそれを議会の方へ、この議案についてね、まあ話し合ったがやおかなかったがやおかと自分ね思よかったがです。で、今委員長はそういう話はなかったという答弁でしたかね。そこにね、まあこれは委員長へのあれですけれど、うちのね自分、自分ら議会の方と執行部の方とのね関係が自分はあるように思う。

昔のこと言うてもいきませんけれど、佐賀のときはね、それは自分ら執行部とけんかしたぜ、けんか。自分、議長のときは町長 100 条委員もやっちょうきね。けれどね、それはそれ。お互いの情報、執行部は情報持ちようがやきよ、議会に対してね、やっぱもっとその執行機関の仕事進めるためにそういう情報をよ。ほんで自分思う。黒潮町の議会はたいちゃ執行部になめられたもんよと、自分そんなに思ひります。

分かりました。

（西村委員長から「別に僕の答弁は要りませんね」との発言あり）

議長（山本久夫君）

ほかに質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで委員長の報告に対する質疑を終わります。

これから討論を行います。

委員長の報告に対する討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで委員長の報告に対する討論を終わります。

これから採決を行います。

黒潮町議会活性化特別委員会委員長の報告についてを採決します。

議会活性化特別委員会委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手全員です。

従って、黒潮町議会活性化特別委員会委員長の報告については可決されました。

従いまして、議会活性化特別委員会の活動を終結することに決定されました。

日程第7、委員会の閉会中の継続審査ならびに調査についてを議題とします。
各委員長から委員会において審査、調査中の事件について、会議規則第74条の規定によって、議席に配付
しました申出書のとおり、閉会中の継続審査ならびに調査の申し出があります。

お諮りします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査ならびに調査することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

従って、各委員長からの申し出のとおりとすることに決定しました。

町長から発言を求められております。

これを許します。

町長。

町長 (大西勝也君)

平成25年6月第15回黒潮町議会定例会、誠にご苦労さまでございました。

本議会に提案させていただきましたすべての議案につきまして慎重なご審議をいただき、ありがとうございます。
本議会でもいただきましたご意見等々を参考にしながら、今後も引き続き住民福祉の向上に全力で取り組
んでまいります。

ご苦労さまでございました。

議長 (山本久夫君)

これで町長の発言を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

これで、平成25年6月第15回黒潮町議会定例会を閉会します。

閉会時間 14時 37分

会議録の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長

山本久夫

署名議員

池内弘道

署名議員

宮川徳光